

# 情 報 公 開 制 度

# I 情報公開制度の利用状況

「開かれた県政」の推進を目指して、昭和62年10月1日に秋田県公文書公開条例（平成10年10月9日条例第38号により秋田県情報公開条例に改正）が施行されましたが、制度発足からの利用状況は次のとおりです。

## 1 請求・公開等の状況

制度発足時からこれまでに公開請求に基づいて公開等をした文書件数は553,085件で、このうち公開が289,818件、部分公開が260,633件、非公開としたものが2,634件で、公開率は99.5%となっています。

平成17年度は8,395件と、前年比で36.7%減少しています。

(単位：件)

年 度	H10まで	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	計
請 求 件 数	2,453	309	446	506	1,135	521	843	474	6,687
取り下げ件数	192	14	47	9	11	14	18	19	324
請求対象の文書全てが不存在の件数	129	7	5	5	29	30	45	14	264
請求却下	—	—	—	1	1	—	11	1	14
公開等実施件数	2,132	288	394	491	1,094	477	769	440	0
文 書 件 数	486,948	4,365	6,741	6,421	16,389	10,554	13,272	8,395	553,085
公開	253,191	2,925	4,381	3,185	5,475	6,666	7,253	6,742	289,818
部分公開	232,565	1,412	2,348	3,207	10,776	3,045	5,697	1,583	260,633
非公開	1,192	28	12	29	138	843	322	70	2,634

(注)

### 1 請求件数について

平成15年度までは、各年度内に公開等を決定した請求の件数（当該年度に公開請求がなされ、公開等の決定が翌年度に行われたものは、翌年度の請求件数としている。）ですが、平成16年度からは、当該年度に請求のあった件数としています。

$$2 \text{ 公開率} = \frac{\text{公開件数} + \text{部分公開件数}}{\text{決定件数} (\text{公開件数} + \text{部分公開件数} + \text{非公開件数})} \times 100$$

3 平成13年度から「文書不存在」「存在拒否」は、「非公開」に分類しています。

## 2 実施機関別公開等の状況

これまでの公開等の状況を見ると、知事部局が480,819件で、全体の86.9%を占めており、そのうち農林水産部が129,961件（全体の23.5%）、総務企画部が125,467件（全体の22.7%）となっています。

知事部局以外では、教育委員会が52,899件（全体の9.6%）となっており、知事部局と教育委員会で96.5%とその大部分を占めています。

(単位：件)

年 度	H10まで	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	計
知 事 部 局	428,808	3,992	1,268	2,209	14,584	9,739	12,286	7,933	480,819
知事公室								206	206
総務企画部	103,899	439	98	306	10,203	2,723	7,559	240	125,467
総務部	86,673	421	90	304	414	1,824	6,407		
企画振興部部	17,226	18	8	2	9,789	899	1,152		
学術国際部								872	872
健康福祉部	23,937	419	584	1,650	3,889	1,664	771	429	33,343
生活環境文化部	14,246	961	205	7	39	4,464	592	67	20,581
農林水産部	126,585	453	10	143	96	167	1,391	1,116	129,961
農政部	106,173	252	9	18					
林務部	20,412	201	1	125					
産業経済労働部	10,412	79	0	2	31	77	280	110	10,991
建設交通部	99,780	318	313	85	107	640	1,646	4,800	107,689
出 納 局	49,949	1,323	58	16	219	4	47	93	51,709
議 会	0	0	4	765	176	85	23	88	1,141
教 育 委 員 会	41,738	309	5,462	3,353	1,026	568	190	253	52,899
選 举 管 理 委 員 会	0	0	7	4	56	57	0	40	164
人 事 委 員 会	1,642	0	0	0	77	2	3	1	1,725
監 査 委 員	7,762	64	0	90	215	33	214	5	8,383
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	1	1	2
警 察 本 部 長	0	0	0	0	250	60	551	64	925
労 働 委 員 会	2,364	0	0	0	5	1	0	0	2,370
取 用 委 員 会	0	0	0	0	0	1	0	0	1
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	1	0	0	1
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	5	0	0	5
公 営 企 業 管 理 者	4,634	0	0	0	0	2	4	1	4,641
地方独立行政法人							0	9	9
合 计	486,948	4,365	6,741	6,421	16,389	10,554	13,272	8,395	553,085

(注) 1 件数は公開、部分公開及び非公開の合計です。

2 農政部と林務部は平成14年に統合し、農林水産部となっています。

3 地方労働委員会は平成17年1月より労働委員会に名称を変更しています。

4 平成17年5月から、総務部及び企画振興部が総務企画部に統合されるとともに、知事公室及び学術国際部が新設しています。

### 3 非公開の理由別件数

情報公開制度は公開が原則ですが、実施機関が無制限にすべての行政文書を公開した場合には、それにより他人の権利や利益、あるいは公益を害することも予想されることから、原則公開の例外として実施機関が非公開とする根拠を定めるとともに、その判断基準として、非公開とすることができます行政文書の範囲を定めています（情報公開条例第6条）。この規定に基づき、非公開とした理由及び件数は次のとおりです。

非公開理由		H12まで	H13	H14	H15	H16	H17	合計
個人に関する情報	部分公開	131,498	2,307	5,443	2,507	5,297	1,549	148,601
	非公開	1,128		4	388	120	5	1,645
法人等に関する情報	部分公開	143,958	764	3,941	437	74	27	149,201
	非公開	4	1	38	385			428
国等との協力関係情報	部分公開	341						341
	非公開	11						11
行政運営情報	部分公開	101,290	126	1,349	67	144	4	102,980
	非公開	114	3	25	21	2	14	179
個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報	部分公開	65	8	41	33	182	3	332
	非公開	0		24	4	133		161
法令秘情報	部分公開	0	2	1	1			4
	非公開	4		1			9	14
不存在	部分公開	0						
	非公開	0	24	46	44	65	39	218
存否拒否	部分公開	0						
	非公開	0	1		1	2	3	7
議会要綱	部分公開	0		1				1
	非公開	0						
合計	部分公開	377,152	3,207	10,776	3,045	5,697	1,583	401,460
	非公開	1,261	29	138	843	322	70	2,663

（備考）表側の項目は、情報公開条例第6条第1項の各号に規定している非公開情報ですが、これは条例の施行時に規定していたものであり、条例の改正により次のとおり変更されています。

- 1 「国等との協力関係情報」は、平成14年4月1日より削除
  - 2 「行政運営情報」は、平成14年4月1日より「審議・検討情報」、「事務事業情報」、「信頼関係情報」に分割
  - 3 「個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報」は、平成14年4月1日より「公共安全情報」、「人の生命、身体等に係る情報」に分割
- なお、分割された項目については、各年度ごとの推移を把握するために、条例改正前の項目により件数を掲載しています。

#### 4 不服申立ての状況

行政文書の部分公開、非公開の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、実施機関に対してこれまで不服申立てがなされたものは82案件で、その処理状況は次のとおりです。

(単位：件)

	不服申立て 案 件 数	処 理 状 況						備 考
		取り下げ	却下	棄却	認容	一部認容	審査中	
元 年 度	1			1				
2 年 度	1					1		
3 年 度								
4 年 度	1					1		
5 年 度								
6 年 度	1			1				
7 年 度	19	1		1		17		
8 年 度	23	1		21		1		
9 年 度	11	1		8	1	1		
10 年 度	1			1				
11 年 度	6			1	3	2		
12 年 度	2			2				
13 年 度								
14 年 度	5			3		2		
15 年 度	6	3		3				
16 年 度	1					1		
17 年 度	4	1			1	1	1	
計	82	6	0	42	4	26	0	

#### 5 情報公開審査会の運営状況

秋田県情報公開審査会は、秋田県情報公開条例第18条の規定に基づいて設置された知事の附属機関であり、平成17年度は14回開催し、2件の諮問事案を審査し、答申しています。

##### 【秋田県情報公開審査会委員名簿（五十音順）】

会 長	小賀野晶一	千葉大学専門法務研究科教授
	佐藤 了子	聖霊女子短期大学講師
会長代理	柴田 一宏	弁護士
	本田 雅子	秋田経済法科大学経済学部助教授
	三浦 清	弁護士

☆任期（自：平成17年10月19日～至：平成19年10月18日）

## 6 情報提供等の状況

行政文書公開制度の発足と同時に、県政情報資料室に「情報公開総合窓口」を設置しました。総合窓口の主な業務は、行政文書公開制度に関する相談、公開請求の受付ですが、情報公開の一方の輪ともいわれる情報提供も重要な業務となっています。

ここでの情報提供は公開請求で閲覧できる行政文書ではなく、行政情報を加工、編集した行政資料などによる情報提供をいいます。

資料提供などによる情報提供は、求める情報がわかりやすい内容に整理されており、また、時間がかかるないで、容易に手に入るなどの利点があります。平成9年4月には、県のホームページ「美の国秋田ネット」を作成し、インターネットによる情報提供を開始したほか、平成11年11月には、提供する情報の範囲や方法について統一的な基準を定め、積極的な情報提供が行われるよう「情報提供の総合的推進に関するガイドライン」を制定しています。今後も情報提供施策の充実に努め、情報の公開の総合的な推進を図ることとしています。

総合窓口には、情報提供の推進を図る意味から、行政資料約20,000冊（県の長期計画、各課所の業務概要、事務手引類、国勢調査などの統計資料、白書類、年報、例規集等）を配架し、自由に閲覧できるようにしています。

なお、このほか総合窓口には、実施機関が保有している行政文書の検索に必要な資料として、行政文書の簿冊目録も作成し、配架をしています。

これらの情報提供、行政資料閲覧者等の状況は次のようになっています。

区分	昭和62年10月～平成17年3月						合計
	H12まで	H13	H14	H15	H16	H17	
情報提供	件 2,914	件 1,359	件 1,060	件 1,029	件 1,027	件 533	件 7,922
資料等閲覧者数	人 47,661	人 5,054	人 4,560	人 4,099	人 3,801	人 2,428	人 67,603
資料等貸出者数	人 5,801	人 351	人 230	人 199	人 169	人 149	人 6,899
資料等貸出冊数	冊 13,711	冊 700	冊 409	冊 377	冊 346	冊 313	冊 15,856

## II 資料

### 1 公開請求の状況 (取り下げ、請求却下を除く)

整理番号	請求内容	担当課所	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由 (条例の適用)
1	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	市町村課	H17. 4. 1	H17. 4. 13	6	部分公開	1号
2	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	学術国際政策課	H17. 4. 1	H17. 4. 13	59	公開・部分公開	1号
3	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	科学技術課	H17. 4. 1	H17. 4. 7	3	公開・部分公開	1号
4	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	福祉政策課	H17. 4. 1	H17. 4. 6	17	公開・部分公開	1号
5	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	長寿社会課	H17. 4. 1	H17. 4. 6	1	部分公開	1号
6	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	障害福祉課	H17. 4. 1	H17. 4. 6	1	部分公開	1号
7	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	子育て支援課	H17. 4. 1	H17. 4. 6	1	部分公開	1号
8	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	医務薬事課	H17. 4. 1	H17. 4. 6	14	公開・部分公開	1号
9	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	産経済政策課	H17. 4. 1	H17. 4. 14	28	部分公開	1号
10	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	建設交通政策課	H17. 4. 1	H17. 4. 12	38	公開・部分公開	1号
11	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	農林政策課	H17. 4. 1	H17. 4. 13	20	公開・部分公開	1号
12	平成16年度4月1日から平成17年3月31までの間に秋田市内に新設された道路規制標識（路側標識）の設置場所がわかる文書	警察本部交通規制課	H17. 4. 1	H17. 4. 7	1	部分公開	1号
13	2005年3月26日に秋田市の病院で発生した看護師による強姦事件の事故報告書及び事件に関する文書	障害福祉課	H17. 4. 4	H17. 4. 12	3	部分公開	1号・2号
14	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	生活衛生課	H17. 4. 1	H17. 4. 4	2	公開・部分公開	1号
15	平成17年1月1日から平成17年3月31までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（秋田中央保健所所轄地区分）	秋田中央保健所	H17. 4. 5	H17. 4. 8	1	部分公開	1号
16	（財）秋田県交通安全協会に平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間に補助金名目で支払った金額が分かる文書	警察本部会計課	H17. 4. 5	H17. 4. 19	1	公開	
17	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	男女共同参画課	H17. 4. 1	H17. 4. 8	4	公開・部分公開	1号
18	航空自衛隊秋田救難隊が秋田県に提出した実績報告書（2002年度、03年度、04年度）	秋田空港管理事務所	H17. 4. 6	H17. 4. 20	36	公開	
19	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本序分）	情報公開課	H17. 4. 1	H17. 4. 7	3	公開・部分公開	1号
20	平成17年1月1日から平成17年3月31までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（大館保健所所轄地区分）	大館保健所	H17. 4. 5	H17. 4. 14	1	部分公開	1号
21	平成17年1月1日から平成17年3月31までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（横手保健所所轄地区分）	横手保健所	H17. 4. 5	H17. 4. 18	1	部分公開	1号
22	平成17年1月1日から平成17年3月31までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（能代保健所所轄地区分）	能代保健所	H17. 4. 5	H17. 4. 12	1	部分公開	1号

整理番号	請求内容	担当課所	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
23	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	環境政策課	H17. 4. 1	H17. 4. 8	3	公開・部分公開	1号
24	平成17年1月1日から平成17年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（湯沢保健所所轄地区分）	湯沢保健所	H17. 4. 5	H17. 4. 18	1	部分公開	1号
25	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	都市計画課	H17. 4. 1	H17. 4. 12	6	公開・部分公開	1号
26	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	建設管理課	H17. 4. 1	H17. 4. 12	1	部分公開	1号
27	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	下水道課	H17. 4. 1	H17. 4. 12	1	部分公開	1号
28	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	河川課	H17. 4. 1	H17. 4. 12	1	部分公開	1号
29	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	道路環境課	H17. 4. 1	H17. 4. 12	1	部分公開	1号
30	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	砂防課	H17. 4. 1	H17. 4. 12	1	部分公開	1号
31	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	營繕課	H17. 4. 1	H17. 4. 12	2	部分公開	1号
32	県庁舎の清掃と警備業務の入札調書。公開可能な全期間分。	管財課	H17. 4. 8	H17. 4. 15	15	公開	
33	秋田県全県の最新の建設業許可業者名簿。会社名、所在地、郵便番号、代表者名、許可番号、許可年月日、電話番号明記のもの	建設管理課	H17. 4. 13	H17. 4. 18	1	公開	
34	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	流通経済課	H17. 4. 1	H17. 4. 13	5	公開・部分公開	1号
35	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	農山村振興課	H17. 4. 1	H17. 4. 13	2	公開・部分公開	1号
36	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	農地整理課	H17. 4. 1	H17. 4. 13	11	公開・部分公開	1号
37	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	秋田スギ振興課	H17. 4. 1	H17. 4. 13	8	公開・部分公開	1号
38	水質汚濁防止法に係る特定施設名称、所在地、施設種類、排水量、排水処理方法 令別表1. 1の2～18の2の分 H17. 4. 13現在のもの	環境政策課	H17. 4. 13	H17. 4. 20	1	公開	
39	秋田空港ターミナルビル（株）内に設置したプライトイインジケーターに係る各外部監査および各委員会の関係資料	議会事務局	H17. 4. 7	H17. 4. 12	4	公開・非公開	不存在
40	平成17年1月1日から平成17年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（大仙保健所所轄地区分）	大仙保健所	H17. 4. 5	H17. 4. 12	1	部分公開	1号
41	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	商工業振興課	H17. 4. 1	H17. 4. 14	20	公開・部分公開	1号
42	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	観光課	H17. 4. 1	H17. 4. 14	30	部分公開	1号
43	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	資源エネルギー課	H17. 4. 1	H17. 4. 14	2	部分公開	1号
44	県職員に海外出張の際、支払われた旅費（個別）と仕度料が分かる書類。15, 16年度分、（知事部局の本庁分）	秘書課	H17. 4. 1	H17. 4. 13	3	部分公開	1号
45	平成14年4月1日より平成16年3月31日までの間に秋田警察署管内で新設された道路標識（道路標識、区画線及び道路表示に関する命令第4条2項及び同3項（道路管理者設置を除く）に該当する）の位置が分かる文書	警察本部交通規制課	H17. 4. 15	H17. 4. 29	1	部分公開	1号
46	寺田典城知事の就任以来の海外出張 ①出張先、②目途、③同行者、④旅費支給額、⑤期日まで	秘書課	H17. 4. 22	H17. 5. 9	18	部分公開・非公開	1号・不存在

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
47	バースディ外旭川店の非木造家屋部分別評点表(再構築費評点算出表(非木造))	秋田地域振興局	H17.4.20	H17.5.11	8	部分公開	2号・8号
48	平成17年1月1日から平成17年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(由利本荘保健所所轄地区分)	由利本荘保健所	H17.4.5	H17.4.7	1	部分公開	1号
49	教職員の懲戒処分に係る情報(平成15~16年度分)	教育庁総務課	H17.4.25	H17.5.6	7	部分公開	1号
50	平成15年、16年、17年秋田県公立学校教員採用試験問題・一般・教職の問題及び正解例・高等学校農業の問題及び正解例	教育庁高校教育課	H17.4.25	H17.5.9	4	公開・非公開	不存在
51	平成17年1月1日から平成17年3月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(鷹巣保健所所轄地区分)	鷹巣保健所	H17.4.5	H17.4.8	1	部分公開	1号
52	エスケイアイ・マイクロテクノ株式会社(大曲市大曲西根字鳥居58番2)が水質汚濁防止法の特定施設、有害物質利用特定施設に該当するか否か。	環境政策課	H17.5.2	H17.5.9	1	公開	
53	平成16年度教職員一覧(県内の全小中学校分)(教職員ごとの週担当授業時間数・校務分掌等の状況)	教育庁義務教育課	H17.5.2	H17.5.30	96	部分公開	1号
54	秋田県内の運転代行事業者について認定番号、運転代行業者名、社名(屋号)、住所、電話番号を記載した最新の名簿	警察本部交通企画課	H17.4.29	H17.5.11	1	部分公開	1号
55	秋田中央警察署の建設工事および入札に関する書類 平成14年度以降のもの	建設管理課	H17.5.9	H17.5.20	4	公開	
56	秋田中央署建築工事に関して請負契約に至るまでの会計書類(経緯が分かるもの)	警察本部会計課	H17.5.9	H17.5.23	2	公開・部分公開	6号
57	平成16年4月1日より平成17年3月31日までに秋田警察署管内で、新設又は補償(全ての工事)された道路標識(道路標識・区画線及び道路標示に関する命令第4条2項に該当するもの)の工事契約書と価格設定、業者選定、設置数決定に関する文書	警察本部会計課	H17.5.10	H17.6.8	2	公開・部分公開	1号・4号・6号
58	平成16年4月1日より平成17年3月31日までの間に県内に設置された(新設及びその他工事すべて)交通信号機の入札公告書、入札説明書、仕様書等の内容が書かれている契約書と入札結果の内容が分かる文書	警察本部会計課	H17.5.10	H17.5.24	2	部分公開・非公開	1号・不存在
59	平成15年度政務調査費に係る収支報告書について	議会事務局	H17.5.11	H17.5.12	2	公開	
60	○○○○に係る食中毒事件の個人調査票	仙北地域振興局	H17.4.27	H17.5.11	1	部分公開	1号
61	昭和38年12月17日土地改良法の換地処分に係る下記土地の換地明細書写し 従来の土地:秋田市飯島字○○○○○○○ー○ほか ↓ 換地後の土地:秋田市飯島字○○○○○○○	秋田地域振興局	H17.5.13	H17.5.20	1	公開	
62	現在のスポーツ施設利用助成費の対象(施設名)がわかる文書	警察本部厚生課	H17.5.13	H17.5.27	1	非公開	不存在
63	平成17年2月24日付監査-929で指摘されたスポーツ施設助成費について、根拠とされた文書(根拠全体が把握できる事)	警察本部厚生課	H17.5.13	H17.5.27	1	非公開	不存在
64	教職員の懲戒処分に係る情報(平成15~16年度分)	教育庁高校教育課	H17.4.25	H17.5.6	27	部分公開	1号
65	教職員の懲戒処分に係る情報(平成15~16年度分)	教育庁義務教育課	H17.4.25	H17.5.6	20	部分公開	1号
66	教職員の懲戒処分に係る情報(平成15~16年度分)	教育庁特別支援教育課	H17.4.25	H17.5.6	7	部分公開	1号
67	秋田中央道路建設工事に係る入札調書 予定価格と落札価格がわかるもので、請求可能な全期間分	都市計画課	H17.5.18	H17.5.26	23	公開	
68	教職員の処分が議題になった教育委員会の議事録及び提出資料 15~16年度分	教育庁総務課	H17.5.19	H17.5.19	2	部分公開	1号
69	美の国リニューアルコンペの審査に関する資料 各企業の採点結果の分かる文書	情報公開課	H17.5.19	H17.5.30	2	公開	
70	大潟村の県畜連所有地の利用、その後のオーガニックファーム大潟への土地売買に係る一切の資料	農畜産振興課	H17.5.20	H17.6.2	5	公開	
71	平成16年12月定例会以降、秋田県議会において、秋田空港ターミナルビルに関する一連の問題を審議した際の議事録	議会事務局	H17.5.20	H17.5.26	8	公開・部分公開	1号・2号
72	14年度以降の担い手育成基盤整備事業の入札結果が分かる資料	建設管理課	H17.5.26	H17.6.9	152	公開	
73	航空自衛隊秋田救難隊または救難団と秋田県との間で取り決めた一切の文書	総務課	H17.5.30	H17.6.10	11	公開	

整理番号	請求内容	担当課所	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
74	自衛隊秋田救難隊が2002年度から2005年度4月末までに、秋田空港を使用した際の記録で、型式と離発着時刻の分かるもの。	秋田空港管理事務所	H17.5.30	H17.6.13	1	部分公開	1号
75	道路図面告示番号227, 687	雄勝地域振興局	H17.5.27	H17.6.7	2	公開	
76	道路図面告示番号225, 1002	山本地域振興局	H17.5.27	H17.6.6	1	公開	
77	道路図面告示番号215	秋田地域振興局	H17.5.27	H17.5.30	1	公開	
78	1 道路台帳図 道路現状調書 秋田地域振興局建設部管理計画書 2 平成17年度道路維持管理計画書 3 平成17年度道路維持管理業務委託G254-YA (男鹿国定公園を含む)	秋田地域振興局	H17.5.31	H17.6.14	8	公開・部分公開	1号・4号
79	平成16年度政務調査費に係る収支報告書	議会事務局	H17.6.1	H17.6.1	1	公開	
80	平成16年度政務調査費に係る収支報告書	議会事務局	H17.6.1	H17.6.1	1	公開	
81	教職員の処分が議題になった教育委員会の議事録及び提出資料 15~16年度分	教育庁総務課	H15.5.19	H17.6.2	14	非公開	3号・4号
82	「お達者情報システム」 ・採点基準がわかる文書 ・参加企業の採点結果がわかる文書（審査表） ・参加企業の企画・提案内容がわかる文書（提案書）	長寿社会課	H17.6.10	H17.7.11	3	公開・部分公開・非公開	2号
83	「秋田21子育てネット作成業務」 ・採点基準がわかる文書 ・参加企業の採点結果がわかる文書（審査表） ・参加企業の企画・提案内容がわかる文書（提案書）	子育て支援課	H17.6.10	H17.7.11	7	公開・部分公開・非公開	2号・8号
84	「バーチャル未来科学館設置事業企画コンペ」 ・採点基準がわかる文書 ・参加企業の採点結果がわかる文書（審査表） ・参加企業の企画・提案内容がわかる文書（提案書）	科学技術課	H17.6.10	H17.7.11	5	公開・部分公開・非公開	2号・8号
85	「魅力ある秋田スギ活用住宅バーチャル住宅展示場制作業務」 ・採点基準がわかる文書 ・参加企業の採点結果がわかる文書（審査表） ・参加企業の企画・提案内容がわかる文書（提案書）	商工業振興課	H17.6.10	H17.7.11	7	公開・部分公開・非公開	1号・2号・8号
86	「魅力ある秋田スギ活用住宅（機能重視型）公開展示案内テレビCM制作業務」 ・採点基準がわかる文書 ・参加企業の採点結果がわかる文書（審査表） ・参加企業の企画・提案内容がわかる文書（提案書）	商工業振興課	H17.6.10	H17.7.11	10	公開・部分公開・非公開	1号・2号・8号
87	・平成2年度から8年度の大館、横手、秋田における雨水分析結果（項目は平成9年度以降の県環境白書と同内容） ・平成2年度から15年度の由利本荘市または由利郡沿岸で観測した雨水分析結果。（項目は平成9年度以降の県環境白書と同内容）	環境あきた創造課	H17.6.10	H17.6.23	1	公開	
88	水質汚濁防止法に係る特定施設（名称・所在地・施行令別番号表1-2~18-2・排水量・排水処理方法）	環境あきた創造課環境管理室	H17.6.10	H17.6.23	1	公開	
89	平成16年11月24日以降に職員に対して行った処分（行為、理由等も）分かる文書	人事課	H17.6.10	H17.6.24	5	部分公開	1号
90	平成16年11月24日以降に職員に対して行った処分（行為、理由等も）分かる文書	教育庁総務課	H17.6.10	H17.6.24	2	部分公開	1号
91	平成16年11月24日以降に職員に対して行った処分（行為、理由等も）分かる文書	人事委員会	H17.6.10	H17.6.14	1	非公開	不存在
92	平成16年11月24日以降に職員に対して行った処分（行為、理由等も）分かる文書	監査委員会	H17.6.10	H17.6.20	1	部分公開	1号
93	平成16年11月24日以降に職員に対して行った処分（行為、理由等も）分かる文書	公営企業管理者	H17.6.10	H17.6.13	1	非公開	不存在
94	平成16年11月24日以降に職員に対して行った処分（行為、理由等も）分かる文書	議会事務局	H17.6.10	H17.6.13	1	非公開	不存在
95	平成15年一ノ目地区ため池等整備事業に係る植物調査報告書	秋田地域振興局	H17.6.13	H17.6.27	1	部分公開	4号
96	県監査委員事務局が所属する秋田ふるさと村に対する監査結果が分かる書類一切	監査委員会	H17.6.13	H17.6.24	4	部分公開	1号
97	男鹿国定公園に係る公園計画図	自然保護課	H17.6.14	H17.6.17	1	公開	

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
98	秋田県が管轄する、県道に16年度中に設置された（移転、新設、撤去、見直し）道路標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令での秋田県が道路管理者として設置した物）に関する契約形態が入札によらない契約に関する書類の内、契約者、契約締結金額、見積者名、標識設置場所、設置枚数、設置種別が解る文書）	道路課	H17.6.14	H17.6.20	1	非公開	不存在
99	「（株）協和クリーン恒産（大仙市協和中淀川字一ノ古種沢12）」が大仙市協和中淀川地区に計画している産業廃棄物処理施設に係る、「秋田県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく廃棄物処理施設設置等事前協議書、及び、産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請書」	環境整備課	H17.6.15	H17.6.20	2	非公開	不存在
100	水質汚濁防止法による有害物質特定施設の届出の有無 有の場合有害物質名 対象先：象潟町武道島150外「サンロックオーヨド象潟工場」	環境あきた創造課環境課環境管理室	H17.6.16	H17.6.23	1	公開	
101	1. 「秋田県版レッドリスト」の作成事業における、植物・動物毎の①事業の目的、②立案・計画に際し、自然保護団体等との協議の有無及び協議内容、③事業に要した総費用とその内訳の詳細、④「秋田県版レッドリスト選考委員会」の構成及び選任理由、⑤事業における県職員の服務内容 2. 同リストの維管束植物に関し、①調査方法・調査記録・調査者の詳細、②選定委員会議事録（メモを含む）、③同定者・標本の有無・標本の所有形態及び所在地 上記に関する一切の資料	自然保護課	H17.6.22	H17.7.21	11	公開・部分公開	1号・4号
102	平成16年1月24日以降に職員に対して行った処分（行為、理由等も）分かる文書	教育庁義務教育課	H17.6.10	H17.6.24	3	部分公開	1号
103	平成16年1月24日以降に職員に対して行った処分（行為、理由等も）分かる文書	教育庁高校教育課	H17.6.10	H17.6.24	6	部分公開	1号
104	平成16年1月24日以降に職員に対して行った処分（行為、理由等も）分かる文書	教育庁特別支援教育課	H17.6.10	H17.6.24	2	部分公開	1号
105	県営ほ場整備事業黒川地区のあぐりショッピングに関する土地利用についての投書ハガキ（平成17年6月下旬頃）	平鹿地域振興局	H17.6.28	H17.7.6	1	非公開	1号・3号・4号
106	特定非営利活動法人雄物川国際カヌークルージング場の定款の写し 特定非営利活動法人国際知的所有権監理保護機構秋田の定款の写し	県民文化政策課地域活動支援室	H17.6.28	H17.7.4	2	公開	
107	旧秋田警察署管内秋田市手形字山崎203番ブーケタキトII前に設置された規制標識の種別が「一時停止」（番号330）でLED方式発光機能付き標板を選定した根拠が解る文書	警察本部交通規制課	H17.6.24	H17.7.5	1	非公開	不存在
108	1. 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に秋田臨湾警察署管内に新設及び補修（撤去、見直し、移設等）された路側式道路標識設置委託及び道路標識補修修繕、道路標識補修で契約形態が随意契約のもの内の、以下の文書 支出負担行為伺及びそれに添付された書類。（積算内訳、道路標識補修（修繕）計画書、積算集計表道路標識設置計画総括表、道路標識設置委託計画書、設置位置が解る図面等） 見積者の見積書の全部 物件売買（修繕）請負一式 物件売買（修繕）請負が無い支出負担行為伺に関しては契約締結伺、及びそれに添付されている書類 2. 平成16年4月1日から平成16年3月31日までの間に秋田警察署管内（警察署の名称が秋田中央警察署に変更になった分を含む）に新設及び補修（撤去、見直し、移設等）された路側式道路標識設置委託及び道路標識補修修繕、道路標識補修で契約形態が随意契約のもの内の、以下の文書 見積者の見積書の全部、契約締結伺、及びそれに添付された書類	警察本部会計課	H17.6.24	H17.7.22	1	部分公開	1号・4号・6号
109	平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。 (秋田中央保健所所轄区分)	秋田中央保健所	H17.7.1	H17.7.7	1	部分公開	1号
110	平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。 (大仙保健所所轄地区分)	大仙保健所	H17.7.1	H17.7.12	1	部分公開	1号

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
111	平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（大館保健所所轄地区分）	大館保健所	H17.7.5	H17.7.13	1	部分公開	1号
112	特定非営利活動法人ニューハピネス扇寿（平成16年：度事業報告書、会計収支計算書、貸借対照表、会計財産目録、平成17年度：事業計画書、会計収支予算書、役員報酬名簿、定款一部） 特定非営利活動法人やすらぎの里（定款一部） 特定非営利活動法人あきたNPOコアセンター（定款一部） 特定非営利活動法人障害者自立生活センター「ほつと大仙」（定款一部） 特定非営利活動法人上小阿仁村移送サービス協会（定款一部）	県民文化政策課地域活動支援室	H17.7.6	H17.7.11	5	公開	
113	平成16年4月～9月に本府・出先機関が発注した予定価格（税抜き）が1億円以上の工事すべての、①予定価格 ②落札価格 ③複数回入札の際、一位不動（落札額が一番低い業者が恒治同じ）かどうかわかるもの（秋田県庁、県警、教育委員会、企業局全ての分）	建設管理課	H17.7.7	H17.7.12	2	公開	
114	平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（横手保健所所轄地区分）	横手保健所	H17.7.1	H17.7.12	1	部分公開	1号
115	平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（由利本荘保健所所轄地区分）	由利本荘保健所	H17.7.1	H17.7.12	1	部分公開	1号
116	医療法人復古堂医院設立時の定款 法人成立日 平成4年11月12日	平鹿地域振興局	H17.7.4	H17.7.21	1	部分公開	1号
117	秋田空港ターミナルビルに関する一連の問題を審議した県議会の会議録。2／2以降で閉会中の審査、2月定期会、100条委員会を含む。	議会事務局	H17.7.12	H17.7.15	8	部分公開	1号・2号
118	平成17年4月1日より平成17年7月8日までの間で、秋田中央、秋田東、秋田臨港の各警察署管内で秋田県公安委員会が意思決定した交通規制に係る交通規制台帳	警察本部交通規制課	H17.7.8	H17.7.22	1	部分公開	1号
119	秋田市中通り1丁目の木内デパート駐車場南側及び東側に隣接する道路に設置されている路側式道路規制標識内の、駐車禁止の種別で次回の文書設置に伴う支出負担行為及びそれに添付された書類	警察本部会計課	H17.7.8	H17.7.22	1	部分公開	4号・6号
120	秋田市寺内字三千刈221番地の1号に隣接する交差点（秋田布団センター、コーポトミオカ角）における道路路側標識の内「一時停止」の種類でLED発光機能付き標板に関する以下の書類（補足：この交差点には3枚の同機能付き標版が現在設置されている。） 設置（いわゆる取り付けの事）の支出負担行為伺書、設置工事契約時に提出された見積もり書、支出負担行為伺書に添付された書類一式	警察本部会計課	H17.7.8	H17.7.22	1	部分公開	4号
121	平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（湯沢保健所所轄地区分）	湯沢保健所	H17.7.1	H17.7.15	1	部分公開	1号
122	・総務企画委員会会議録（平成17年2月1日、2月17日） ・建設委員会会議録（平成17年2月1日、2月17日） ・秋田空港ターミナルビル株式会社における経営実態等を解明する調査特別委員会会議録（平成17年3月23日、3月30日、4月21日、5月13日、5月25日、6月7日、6月30日）	議会事務局	H17.7.8	H17.7.15	11	公開・部分公開・非公開	1号・2号
123	秋田県の補助金一覧表（平成16年度）	財政課	H17.7.15	H17.7.27	1	公開	
124	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別添行政文書一覧表のとおり	秋田地域振興局	H17.7.19	H17.7.27	2	公開	

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
125	男鹿半島における、県及び道路維持管理業務受託者による、平成6年度以降の「側溝および暗渠清掃の実施状況」と、「災害・事故等による道路規制状況、および、気象状況による事前道路規制状況」を示す文書 男鹿半島線で行われた、平成6年度以降の暗渠設置に関する入札結果、工事概要、工事契約書	秋田地域振興局	H17.7.19	H17.8.17	6	公開・部分公開・非公開	1号・4号・不存在
127	秋田県由利本荘市岩谷字堤下141-13前交差点に設置されたLED式止まれ標識に関する支出負担行為伺又は契約締結伺及び業者見積書	警察本部会計課	H17.7.19	H17.8.1	1	部分公開	1号・4号・6号
128	退職者の再就職状況が分かる資料(なるべく詳しい資料)	人事課	H17.7.20	H17.8.3	5	部分公開	1号
129	16年度以降の警察職員の懲戒処分、注意処分が分かる文書	警察本部監察課	H17.7.20	H17.7.25	1	部分公開	1号
130	14年度以降の退職警察職員の再就職状況が分かる文書(再就職先、退職時の階級、県警の紹介の有無)	警察本部警務課	H17.7.20	H17.8.2	1	部分公開	1号
131	平成18年度教科書選定にあたって秋田県教育委員会及び県の設置した教科書選定審議会の作成したいっさいの書類・資料のうち中学歴史、公民教科書に関するもの	教育庁義務教育課	H17.7.22	H17.8.9	1	公開	
132	・地方道路交付金工事(大館市板沢)における、大館市大字板沢の箇所の用地実測図 (地番、買収面積が分かるよう公開していただきたい)	北秋田地域振興局	H17.7.22	H17.8.5	2	部分公開	1号
133	秋田県立自然公園公園計画図 八森岩館・秋田白神・きみまち坂・太平山・旧八森岩館・旧きみまち坂藤里峠	自然保護課	H17.7.28	H17.8.1	6	公開	
134	平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。 (能代保健所所轄地区分)	能代保健所	H17.7.26	H17.7.28	1	部分公開	1号
135	下記施設が水質汚濁防止法の特定施設、土壤汚染対策法の有害物質利用特定施設に該当するか否か。 ①秋田厚生年金休暇センター(本荘市岩城内迫川字沼尻1-1) ②厚生年金休暇センター独身寮(本荘市岩城内迫川字馬場9-13) ③ペアーレ大曲(大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業仮換地番号28街区符号1・符号20) ④厚生年金秋田たざわこ荘(田沢湖町生保内字駒ヶ岳2-195) ⑤国民年金保養センターのしろ(能代市落合龜谷地1-11) ⑥健康保険保養センターホームサムインよこて(横手市婦人堤字田久保1-294) ⑦社会保険あきた健康管理センター(秋田市中通3丁目262-1) ⑧あきた社会保険センター(秋田市中通4丁目159)	環境あきた創造課環境管理室	H17.7.29	H17.8.5	1	公開	
136	平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。 (北秋田保健所所轄地区分)	北秋田保健所	H17.7.1	H17.7.22	1	部分公開	1号
137	運転免許証作成システムにおける次項目の公文書の開示。 ①過去の入札・落札の情報(価格、数量、単位、導入場所等) ②仕様書 ③契約書 ④消耗品の単価・数量・購入時期 ⑤IC免許化に関する文書(県独自の仕様や計画) ⑥その他運転免許作成システムについて関連する文書	警察本部運転免許センター	H17.8.1	H17.8.30	1	公開	
138	運転免許証作成システムにおける次項目の公文書の開示。 ①過去の入札・落札の情報(価格、数量、単位、導入場所等) ②仕様書 ③契約書 ④消耗品の単価・数量・購入時期 ⑤IC免許化に関する文書(県独自の仕様や計画) ⑥その他運転免許作成システムについて関連する文書	警察本部会計課	H17.8.1	H17.8.11	1	公開	

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
139	民生委員の行政協力問題について(通知) 平成14年6月10日付け社-355	福祉政策課	H17.8.5	H17.8.9	1	公開	
140	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別添行政文書一覧表のとおり	山本地域振興局	H17.7.19	H17.8.2	2	公開	
141	沖縄に建設されている戦没者慰霊碑「千秋の塔」について、その建設の経緯と建設後の秋田県の関わりについてわかる公文書	福祉政策課	H17.8.5	H17.8.18	6	公開・部分公開	1号
142	平成8年1月1日から平成17年8月8日までに受理した大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設届出書の別紙1(ばい煙発生施設の構造)ただし、第11項、乾燥炉に係るものに限る。	環境あきた創造課環境管理室	H17.8.8	H17.8.18	1	公開	
143	平成14年度及び平成10年度用教科書選定にあたって秋田県教育委員会及び県の設置した教科書選定審議会の作成したいっさいの書面、資料のうち中学歴史・公民教科書に関するもの	教育庁義務教育課	H17.8.9	H17.8.25	2	公開	
144	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別添行政文書一覧表のとおり	秋田地域振局	H17.8.12	H17.8.18	3	公開	
145	J A 全農あきた由利自動車総合センター(由利本荘市荒町字崎台76)が、土壤汚染対策法の有害物質利用特定施設に該当するか、水質汚濁防止法の特定施設に該当するか。	環境あきた創造課環境管理室	H17.8.15	H17.8.18	1	公開	
146	今年7月以降の警察職員の懲戒処分、訓戒処分、注意処分が分かる文書	警察本部監察課	H17.8.12	H17.8.16	1	部分公開	1号
147	今年7月以降の人事異動が分かる文書(氏名、前所属、現所属、異動月日)	警察本部警務課	H17.8.12	H17.8.26	2	公開・部分公開	1号
148	告示番号392号 告示日H17.4月5日 告示内容 供用開示 道路図面	雄勝地域振興局	H17.8.16	H17.8.23	1	公開	
149	道路区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	雄勝地域振興局	H17.8.12	H17.8.22	1	公開	
150	告示番号487号 告示日H17.5月13日 告示内容 供用開示 道路図面	山本地域振興局	H17.8.17	H17.8.29	1	公開	
151	昭和38年12月、秋田市飯島外三地区土地改良区が実施した換地処分の対象となった下記從前土地の記載された換地計画書 秋田市飯島○○○○○○-○、○-○、○-○、○-○、○-○、○-○	秋田地域振興局	H17.8.17	H17.8.26	1	公開	
152	秋田県認証特定非営利活動法人の平成15年度分(会計期間が平成15年度に始まっているもの)の下記書類 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・財産目録 (役員名簿など個人情報を含む他の事業報告書は含まない。)	県民文化政策課地域活動支援室	H17.8.18	H17.8.31	1	公開	
153	平成18年度使用中学校教科書採択につき、 (1)県教委作成の教科書調査研究報告書 (2)県教委が各市町村教委宛発出した通知類(全て) (3)文科省が県教委宛発出した通知類(全て)	教育庁義務教育課	H17.8.19	H17.8.31	8	公開	
154	白くま代行の ・許可申請日 ・使用車両のナンバー ・認定月日 ・代表者氏名などが分かる文書	警察本部交通企画課	H17.8.19	H17.8.30	1	部分公開	1号・2号
155	平成18年度秋田公立学校教諭等採用候補者選考試験の問題と解答・総合教養・小学校・中学国語、社会、数学、理科、音楽、保健体育、家庭、英語・高校国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、英語、家庭・養護教諭	教育庁高校教育課	H17.8.24	H17.8.30	20	公開	
156	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別添行政文書一覧表のとおり	平鹿地域振局	H17.8.12	H17.8.19	2	公開	
157	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別添行政文書一覧表のとおり	仙北地域振興局	H17.8.12	H17.8.24	1	公開	
158	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別添行政文書一覧表のとおり	北秋田地域振興局	H17.8.12	H17.8.18	1	公開	

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
159	アベイル能代店不動産取得税非木造家屋調査表	山本地域振興局	H17. 8. 24	H17. 9. 8	5	部分公開	2号・8号
160	食品衛生法に基づく飲食店営業施設（旅館、仕出し弁当）一覧表 ①店舗名 ②住所 ③店舗電話番号 ④代表名	由利地域振興局	H17. 8. 30	H17. 9. 1	1	公開	
161	秋田市都市計画道路 横山金足線（秋田市下新城長岡字耳取220-4番地先）に設置された横断歩道及び押しボタン式信号機についての設置計画（経緯）から設置までに関する一切の書類	警察本部交通規制課	H17. 9. 7	H17. 9. 16	1	部分公開	1号・6号
162	土地に関する土壤汚染及び水質汚濁の届出等の状況を知りたい（土対法3条～7条、水濁法上の特定施設） ①仁賀保町芹田字深沢78-1, 79-1, 84-1, 86-1, 97-1, 127-3, 140-1, 127-1, （倉庫）家屋号97-1 ②潟上市天王字江川谷地74～64, 74～66, （建物）74～66 ③能代市能代町字下浜1～12	環境あきた創造課環境管理室	H17. 9. 9	H17. 9. 22	1	公開	
163	平成16年に県が国から事業認可された新屋崎線（通称新国道）拡幅工事について、なぜ山王十字路以北では道路西側が、山王十字路以南では道路東側が拡幅の対象に選ばれたのかを示す一切の資料	都市計画課	H17. 9. 9	H17. 9. 21	1	部分公開	1号
164	秋田県知事の 1. 資産等報告書（13年4月改選時） 2. 資産等補充報告書（15年末及び16年末） 3. 所得等報告書（15年分及び16年分） 4. 関連会社等報告書（15年4月、16年4月、17年4月）について	秘書課	H17. 9. 16	H17. 9. 27	8	公開・非公開	不存在
165	秋田県議会議員全員の 1. 資産等報告書（15年4月改選時） 2. 資産等補充報告書（15年末及び16年末） 3. 所得等報告書（15年分及び16年分） 4. 関連会社等報告書（15年4月、16年4月、17年4月）について	議会事務局	H17. 9. 16	H17. 9. 26	8	公開	
166	秋田県の平成5年度～平成16年度迄の地方債の発行状況の判る資料 ①地方債の引受け契約証書及びこの募集要項（各年度各回毎） ②上記に係る募集、引受け手数料（各年度各回毎）	財政課	H17. 9. 20	H17. 10. 4	47	公開	
167	（株）総合鑑定の平成16年、17年における事業実績報告書（法28条）	建設管理課	H17. 9. 20	H17. 9. 27	2	公開・非公開	不存在
168	秋田県大館市大田面周辺、イオンショッピングセンター大規模小売店舗立地届け内容	商工業振興課	H17. 9. 21	H17. 9. 26	1	公開	
169	平成18年度使用中学校教科書用図書（音楽）採択にかかる資料 ・調査報告書 ・調査員名簿	教育庁義務教育課	H17. 9. 29	H17. 9. 30	2	公開	
170	平成17年7月1日から平成17年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（秋田中央保健所所轄地区分）	秋田中央保健所	H17. 10. 3	H17. 10. 4	1	部分公開	1号
171	県山本地域振興局・地域企画課職員の出勤状況（平成17年7月～9月）が分かる書類。	山本地域振興局	H17. 10. 4	H17. 10. 18	16	部分公開	1号
172	開発行為の許可書（図書等の内容） 由利本荘市出戸町宇岩渕下103-1 （株）ファミリーデパート 建築確認番号第35号（昭和50年10月13日）	都市計画課	H17. 10. 4	H17. 10. 12	1	非公開	不存在
173	平成17年7月1日から平成17年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（大仙保健所所轄地区分）	大仙保健所	H17. 10. 3	H17. 10. 12	1	部分公開	1号
174	平成17年7月1日から平成17年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（北秋田保健所所轄地区分）	北秋田保健所	H17. 10. 3	H17. 10. 7	1	部分公開	1号
175	平成17年7月1日から平成17年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（大館保健所所轄地区分）	大館保健所	H17. 10. 3	H17. 10. 13	1	部分公開	1号

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
176	平成17年7月1日から平成17年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(能代保健所所轄地区分)	能代保健所	H17. 10. 3	H17. 10. 11	1	部分公開	1号
177	平成17年7月1日から平成17年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(由利本荘保健所所轄地区分)	由利本荘保健所	H17. 10. 3	H17. 10. 17	1	部分公開	1号
178	平成16年度～平成17年度 ①お口づくづく大作戦事業の実施施設名一覧 ②施設ごとの実施人数 ③集団フッ素洗口を導入している小学校・中学校名	健康対策課	H17. 10. 7	H17. 11. 4	1	公開	
179	秋田県教育委員会が市町村教育委員会及び市町村立小学校に対して行った「算数・数学単元評価」に関する指導・助言等に係る文書のすべて(メモ・会議録等を含む)。	教育庁義務教育課	H17. 10. 7	H17. 10. 19	3	公開	
180	秋田県内における、現在許可を受けている古物市場主の名称、所在地、電話番号及び、代表者名が分かる文書 (請求日現在で許可を受けているもの)	警察本部生活安全企画課	H17. 10. 4	H17. 10. 14	1	公開	
181	平成17年7月1日から平成17年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(横手保健所所轄地区分)	横手保健所	H17. 10. 3	H17. 10. 11	1	部分公開	1号
182	平成18年度秋田県公立学校教員採用試験問題 専門教科、高等学校、農業試験問題及び解答例 (教職教養、一般教養は必要ありません。)	教育庁	H17. 10. 10	H17. 10. 14	1	公開	
183	秋田県全県のH17.9月末現在の建設業許可業者名簿 (会社名、所在地、代表者名、許可番号記載のもの)	建設管理課	H17. 10. 13	H17. 10. 19	1	公開	
184	平成18年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題 ※解答も含めすべて	教育庁高校教育課	H17. 10. 13	H17. 10. 19	1	公開	
185	・全国小売酒販政治連盟秋田県支部の政治資金収支報告書(H13～H15年分) ・自民党秋田県参議院選挙区第2支部の政治資金収支報告書(H13～H15年分)	選挙管理委員会	H17. 10. 13	H17. 10. 14	6	公開	
186	平成17年7月1日から平成17年9月30日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(湯沢保健所所轄地区分)	湯沢保健所	H17. 10. 3	H17. 10. 13	1	部分公開	1号
187	県産業経済労働部が17年度に愛知県内を企業を訪問した日付、訪問先が分かる書類、及び訪問結果をまとめた書類。	産業経済政策課	H17. 10. 17	H17. 10. 31	7	部分公開	2号・4号・5号
188	「全国小売酒販政治連盟秋田県支部」の政治資金収支報告書。ただし、平成13年、同14年、同15年分。	選挙管理委員会	H17. 10. 18	H17. 10. 21	3	公開	
189	15年度以降の県農業試験場の文房具購入に関する文書	農業試験場	H17. 10. 19	H17. 10. 31	993	公開	
190	1. 東北森林管理局からの経緯書 2. 県の指導文書 3. 現地調査の報告 4. 伐採の協議書	森林整備課	H17. 10. 21	H17. 11. 4	4	公開・部分公開	2号
191	政治資金収支報告書 平成16年分 自由民主党秋田県参議院選挙区第一支部 自由民主党秋田県参議院選挙区第二支部 自由民主党秋田県第一選挙区支部 自由民主党秋田県第二選挙区支部 自由民主党秋田県第三選挙支部 自由民主党秋田県山本郡第三支部 民主党秋田県第1区総支部 経済調査会 すずき陽悦政策研究会 地域活性化研究会 寺田すけしろ後援会 寺田学後援会 山本きよひろ政策研究会	選挙管理委員会	H17. 10. 25	H17. 10. 28	13	公開	
192	所轄寺から認証を受けた宗教法人 伝法寺、久城寺、法華寺 各寺の規則	県民文化政策課	H17. 10. 27	H17. 10. 31	1	部分公開	1号・2号

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由 (条例の適用)
193	運転免許業務についての委託契約書・仕様書（05年度のもの） そのほか交通安全協会との契約書・仕様書（05年度のもの）	警察本部会計課	H17. 10. 28	H17. 11. 11	2	公開・非公開	不存在
194	旅行時間計測装置のカメラ部分が設置されている場所がわかる文書（県内）。	警察本部交通規制課	H17. 10. 28	H17. 11. 9	1	公開	
195	高度管理医療機器等販売業・賃貸業者の一覧（中央保健所分）	秋田中央保健所	H17. 10. 28	H17. 11. 4	1	公開	
196	食品衛生法に基づく飲食店営業施設一覧表（旅館、仕出し弁当） ①店舗名 ②住所 ③店舗電話番号 ④代表者名 大仙市、仙北市、美郷町	大仙保健所	H17. 10. 27	H17. 11. 7	1	公開	
197	県産業経済労働部が17年度に愛知県内を企業を訪問した日付、訪問先が分かる書類、及び訪問結果をまとめた書類。	商工業振興課 誘致企業室	H17. 10. 17	H17. 10. 31	2	部分公開	
198	①平成18年度全県公立小中学校教頭候補者選考試験受験者事前研修会に係る下記の文書 ・出席者名簿 ・講話の記録 ②平成18年度公立小中学校教頭候補者選考試験に係る下記の文書 ・受験者の名簿 ・試験問題	教育庁	H17. 11. 1	H18. 4. 21	6	公開・部分公開	1号
199	大規模小売店舗届出書 いとく樹海ショッピングセンター 大規模小売店舗立地法第5条第1項届出書	商工業振興課	H17. 11. 2	H17. 11. 10	1	公開	
200	大規模小売店舗届出書 (仮称) イオン大館ショッピングセンター 大規模小売店舗立地法第5条第1項届出書	商工業振興課	H17. 11. 2	H17. 11. 10	1	公開	
201	平成17年4月1日から平成17年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」	秋田地域振興局	H17. 11. 2	H17. 11. 18	373	公開	
202	平成17年4月1日から平成17年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」	山本地域振興局	H17. 11. 2	H17. 11. 21	327	公開	
203	平成17年4月1日から平成17年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」	北秋田地域振興局	H17. 11. 2	H17. 11. 21	217	公開	
204	平成17年4月1日から平成17年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」	鹿角地域振興局	H17. 11. 2	H17. 11. 21	158	公開	
205	平成17年4月1日から平成17年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」	由利地域振興局	H17. 11. 2	H17. 11. 21	477	公開	
206	平成17年4月1日から平成17年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」	仙北地域振興局	H17. 11. 2	H17. 11. 21	778	公開	
207	平成17年4月1日から平成17年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」	平鹿地域振興局	H17. 11. 2	H17. 11. 21	409	公開	
208	平成17年4月1日から平成17年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」	雄勝地域振興局	H17. 11. 2	H17. 11. 21	300	公開	
209	食品衛生法に基づく飲食店営業施設一覧表（旅館、仕出し弁当） ①店舗名 ②住所 ③店舗電話番号 ④代表者名	湯沢保健所	H17. 10. 24	H17. 11. 4	1	公開	
210	・D-C1-14-14703 芝野東部地区担い手育成 ・17-00-KA30-10 広域基幹河川改修工事 ・D-C1-12-12810 井川東部地区担い手育成基盤整備 ・17-00-I104-10 県単道路改築工事 ・17-00-G556-20 簡易舗装改築工事 ・17-00-I330-10 地方特定道路整備 ・17-00-G554-D0 県単簡易舗装改築工事 以上7工事の金入設計書	秋田地域振興局	H17. 11. 8	H17. 11. 11	2	公開	
211	・D-C1-14-14703 芝野東部地区担い手育成 ・17-00-KA30-10 広域基幹河川改修工事 ・D-C1-12-12810 井川東部地区担い手育成基盤整備 ・17-00-I104-10 県単道路改築工事 ・17-00-G556-20 簡易舗装改築工事 ・17-00-I330-10 地方特定道路整備 ・17-00-G554-D0 県単簡易舗装改築工事 以上7工事の金入設計書	秋田地域振興局	H17. 11. 8	H17. 11. 18	3	公開	
212	・D-C1-14-14703 芝野東部地区担い手育成 ・17-00-KA30-10 広域基幹河川改修工事 ・D-C1-12-12810 井川東部地区担い手育成基盤整備 ・17-00-I104-10 県単道路改築工事 ・17-00-G556-20 簡易舗装改築工事 ・17-00-I330-10 地方特定道路整備 ・17-00-G554-D0 県単簡易舗装改築工事 以上7工事の金入設計書	仙北地域振興局企画道路課	H17. 11. 8	H17. 11. 24	1	公開	

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由 (条例の適用)
213	・ D-C1-14-14703 芝野東部地区担い手育成 ・ 17-00-KA30-10 広域基幹河川改修工事 ・ D-C1-12-12810 井川東部地区担い手育成基盤整備 ・ 17-00-I104-10 県単道路改築工事 ・ 17-00-G556-20 簡易舗装改築工事 ・ 17-00-I330-10 地方特定道路整備 ・ 17-00-G554-D0 県単簡易舗装改築工事 以上7工事の金入設計書	平鹿地域振興局企画道路課	H17.11.8	H17.11.21	1	公開	
214	秋田県公安委員会によって平成17年4月13日及び同年6月7日に秋田中央署、秋田東署管内の道路標識のうち一事停止が廃止決定された場所がわかる文書	警察本部交通規制課	H17.11.1	H17.11.10	1	部分公開	1号
215	地域きらめき発掘事業補助金補助事業等実績報告書 第5回B I G R U N～カヌークルージング雄物川2002～分 第6回B I G R U N～カヌークルージング雄物川2003～分 及び上記に添付されている精算書、領収書 ((株)花よし植物園、グリン産業分)	雄勝地域振興局	H17.11.8	H17.11.15	2	公開・部分公開	1号
216	道路の供用開始に係る位置図及び平面図 ※ 詳細は別紙一覧表のとおり (平面図が複数枚に渡る場合、起点から終点までの図面以外は不要です。)	秋田地域振興局	H17.11.16	H17.11.22	2	公開	
217	道路の供用開始に係る位置図及び平面図 ※ 詳細は別紙一覧表のとおり (平面図が複数枚に渡る場合、起点から終点までの図面以外は不要です。)	山本地域振興局	H17.11.16	H17.11.25	1	公開	
218	道路の供用開始に係る位置図及び平面図 ※ 詳細は別紙一覧表のとおり (平面図が複数枚に渡る場合、起点から終点までの図面以外は不要です。)	由利地域振興局	H17.11.16	H17.11.22	1	公開	
219	道路の供用開始に係る位置図及び平面図 ※ 詳細は別紙一覧表のとおり (平面図が複数枚に渡る場合、起点から終点までの図面以外は不要です。)	平鹿地域振興局	H17.11.16	H17.12.8	1	公開	
220	道路の供用開始に係る位置図及び平面図 ※ 詳細は別紙一覧表のとおり (平面図が複数枚に渡る場合、起点から終点までの図面以外は不要です。)	雄勝地域振興局	H17.11.16	H17.11.21	1	公開	
221	県水産漁港課が保管する県内水面漁連への常例検査書(補助金不正受給関連)。	水産漁港課	H17.11.16	H17.12.13	1	部分公開	1号・2号・4号
222	全国都道府県議長会「南米地方行政視察団」(本年10月31日～11月9日)の視察旅行に係る一切の情報	議会事務局	H17.11.17	H17.11.30	12	部分公開	1号
223	議員及び随行者の海外出張に係る一切の情報(平成15年以降) (本年10～11月の南米地方行政視察団の旅行に係るものを除く)	議会事務局	H17.11.17	H17.11.30	1	部分公開	1号
224	2005年度提出の社会福祉法人の現況報告書のうち、高齢者福祉施設および身体、知的、精神障害者福祉施設を運営する法人について、法人名、所在地、運営施設名、その事業内容、法人の役員についての情報	福祉政策課	H17.11.17	H17.12.20	64	部分公開	1号
225	秋田空港ターミナルビルの経営実態を調査する県議会100条委員会の議事録と関係する資料すべて	議会事務局	H17.11.18	H17.11.30	13	部分公開	1号・2号
226	県議会議員の海外視察に関する平成12年度から平成16年度、および17年度の一連の資料。報告書も含む。	議会事務局	H17.11.18	H17.11.30	13	部分公開	1号・2号
227	県総合政策課が保管する県職員から募ったJR秋田駅前の中央街区活性化についてのアイデアに関する文書	総合政策課	H17.11.18	H17.12.2	1	公開	
228	北秋田地域振興局担当分 道路工事図面 告示番号746, 745, 720, 706, 680	北秋田地域振興局	H17.11.21	H17.12.5	5	公開	
229	秋田地域振興局担当分 道路図面 告示番号889, 819, 818, 814, 813, 812, 881, 810, 769, 744, 706, 705, 652	秋田地域振興局	H17.11.21	H17.11.30	7	公開・部分公開	1号
230	仙北地域振興局担当分 道路工事図面 告示番号723, 721, 658, 629	仙北地域振興局	H17.11.21	H17.11.29	1	公開	

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
231	雄勝地域振興局担当分 道路工事図面 告示番号749, 882	雄勝地域振興局	H17. 11. 21	H17. 11. 29	1	公開	
232	平成16年度政務調査費に係る収支報告書 ・みらい21会派全議員分 ・高松和夫議員 ・宮腰誠議員 ・京野公子議員	議会事務局	H17. 11. 18	H17. 11. 22	1	公開	
233	現職及び04年当時に現職だった全国会議員の資金管理団体と国会議員が代表を務める政党支部の04年分の政治資金収支報告書	選挙管理委員会	H17. 11. 22	H17. 11. 25	16	公開	
234	平成17年度災害査定の目論見書 河川・砂防・道路(県工事分)	河川砂防課	H17. 11. 22	H17. 12. 2	1	部分公開	4号
235	NPO法人雄物川国際カヌークルージング場 ・平成16年度実績報告書一式 ・定款	県民文化政策課地域活動支援室	H17. 11. 25	H17. 11. 28	2	公開	
236	特定非営利活動法人国際知的所有権監理保護機構秋田 平成17年8月31日付NPO定款変更の認証について 平成17年8月31日付役員の氏名等の変更について	県民文化政策課地域活動支援室	H17. 11. 25	H17. 11. 28	2	公開	
237	総務省の地方公務員給与実態調査(2005年分) の回答内容が分かる文書。ただし、いわゆる「わたり」の部分	人事課	H17. 11. 28	H17. 12. 13	1	公開	
238	総務省の地方公務員給与実態調査(2005年分) の回答内容が分かる文書。ただし、いわゆる「わたり」の部分	市町村課	H17. 11. 28	H17. 12. 12	42	公開	
239	道路図面 告示番号995 鹿角地域振興局担当分	鹿角地域振興局	H17. 11. 30	H17. 12. 12	2	公開	
240	平成17年11月7日秋田県公報号外第1号にて県監査委員会よりの改善要請内容に関し未収金の交通事故損害賠償金107, 876円の発生原因及び損害金の算定がわかる文書	警察本部監察課	H17. 11. 29	H17. 12. 13	1	部分公開	1号・6号
241	路側式道路規制標識設置工事に關し、契約形態が隨意契約で且つ工事請負代金が500百万円未満の場合に(建設業法第3条の軽微な工事に該当するもの。)工事業者との契約締結の前提としてその業者が満たすべき要件を規定する文書(訓令等の文書を含む)	警察本部会計課	H17. 11. 29	H17. 12. 13	1	非公開	不存在
242	平成16年度に秋田県内(秋田港湾署及び旧秋田警察署管内のものを除く)で契約された路側式規制標識工事契約のうち新設、修繕、撤去、見直し、移転等に関する以下の文書 1. 各契約毎の支出負担行為又は、契約締結時(各契約時の物件売買(修繕)請書が有る場合は請書とする。) 2. 各契約毎の提出された見積もり書及びその添付書類	警察本部会計課	H17. 11. 29	H17. 12. 28	1	部分公開	1号・4号・6号
243	平成17年11月7日秋田県公報号外第1号にて県監査委員会よりの改善要請内容に関し未収金の交通事故損害賠償金107, 876円の未収原因がわかる文書	警察本部監察課	H17. 11. 29	H17. 12. 13	1	非公開	不存在
244	秋田県厚生連9病院(鹿角、北秋田、山本、秋田、由利、仙北、湖東、雄勝、平鹿)の医師充足率に関する資料。(直近のもの)	医務薬事課	H17. 11. 30	H18. 1. 31	1	公開	
245	NPO法人国際知的所有権監理保護機構秋田の設立申請書類の一部 平成13年12月19日付け設立申請書「特定非営利活動法人設立の認証について」 ・役員名簿 ・就任承諾書(○○○分) ・宣誓書(○○○分) ・住民票(○○○分)	県民文化政策課地域活動支援室	H17. 11. 30	H17. 12. 7	1	部分公開	1号
246	2005年8月~10月に支出した総務企画部長交際費に関する支出金調書、現金出納簿、領収書又はこれに類する文書	総合政策課	H17. 12. 1	H17. 12. 12	4	公開	
247	2005年8月~10月に支出した知事交際費に関する支出金調書、現金出納簿、領収書又はこれに類する文書	秘書課	H17. 12. 1	H17. 12. 13	183	公開・部分公開	1号
248	下記施設について、指定管理者の公募に当たり、同施設の優先交渉権者に決定した団体が応募書類として提出した「指定申請書」「事業者に関する書類」「提案書」「事業計画書」等の書類一式、並びに選考時の議事録等、選考結果がわかるもの。 ①県営田沢湖オートキャンプ場 ②小泉潟公園	観光課	H17. 12. 1	H17. 12. 19	1	部分公開	1号・2号

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
249	下記施設について、指定管理者の公募に当たり、同施設の優先交渉権者に決定した団体が応募書類として提出した「指定申請書」「事業者に関する書類」「提案書」(事業計画書)等の書類一式、並びに選考時の議事録等、選考結果がわかるもの。 ①県営田沢湖オートキャンプ場 ②小泉潟公園	都市計画課	H17. 12. 1	H17. 12. 15	2	公開・部分公開	1号・2号
250	設計業務委託の予定価格情報の記載された入札結果調書(平成17年4月~10月に入札が行われた予定価格(税抜き)1000万円以上の設計業務委託1件。1000万円以上のものがなければ300万以上1件)。	秋田地域振興局	H17. 12. 1	H17. 12. 13	1	公開	
251	平成16年度分の県警本部交通指導課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類の内、捜査報償費に関するもの全て(会計課保管分除く)	警察本部交通指導課	H17. 12. 1	H17. 12. 28	1	部分公開	1号・6号
252	平成16年度分の秋田県警察本部少年課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計票及び支出証拠書類の内、捜査諸雜費に関するもの全て(会計課保管分除く)	警察本部少年課	H17. 12. 1	H17. 12. 28	1	部分公開	1号・6号
253	平成17年8月~10月までに開かれた県公安委員会の議事録、議題、配付資料	公安委員会	H17. 12. 1	H17. 12. 28	1	部分公開	1号・6号
254	○○○○交通安全施設等整備工事に伴う調査で確定した事実及び行政事務遂行上知りえた事実で、以下の事実を証し得る文書又は書類 1. 工事の全容を表わす全測量図で公印のあるもの 2. 請求人の所有地(秋田県○○郡○○町○○○○○○番地と同所○○番地)にかかる地積と作成年月日及び公印のある測量図 3. 振興局が請求人の代行として為した法務局への登記内容を示す申請文書の全部と地積確定した日を示す文書 4. 請求人の所有する家屋及び付属する建造物等の実態を示す、それらの調査事項を記載する文書 5. 全工事区間の航空写真(工事着手前) 6. 工事にかかる補償の対象となった請求人の建造物は何かを示した文章 7. 工事にかかる補償対象者の建造物の補償は、いかなる基準あるいは標準であるかを定めたマニュアルとなるべき文章及びそれに運用した文書 8. 請求人の補償には、いかなる補償方法(補償の仕方)が適用されているかを示す文書 9. 既になしおえた工事のうち、請求人所有地にかかる土地だけが手つかずで放置されている(局では工事中止という)理由は何かを示す文書	鹿角地域振興局	H17. 12. 1	H17. 12. 15	8	公開・部分公開・非公開	1号・4号・不存在・存否応答拒否
255	建設業許可業者名簿(県知事許可、大臣許可業者)許可番号、許可年月日、許可区分、商号、所在地、電話番号、代表者名、資本金額、決算書提出の状況(平成17年12月1日現在)	建設管理課	H17. 12. 6	H17. 12. 12	1	公開	
256	全国小売酒販政治連盟秋田支部政治資金収支報告書(平成16年分)	選挙管理委員会	H17. 12. 6	H17. 12. 6	1	公開	
257	① 平成17年度の「学校事務のセンター化」に関する市町村(教育委員会)との協議に係る文書(メモ・会議録等を含む) ② 平成18年度の「学校事務のセンター化」に関する市町村(教育委員会)との協議に係る文書(メモ・会議録等を含む)	教育庁	H17. 12. 6	H17. 12. 20	17	公開	
258	「自由民主党秋田県第2選挙区支部」にかかる平成17年分の政治資金規正法に基づく収支報告書	議会事務局	H17. 12. 6	H17. 12. 8	1	公開	
259	平成16年度政務調査費収支報告書及びその添付書類(活動報告書、領収書、視察報告書等)。	議会事務局	H17. 12. 1	H17. 12. 5	1	公開	
260	「秋田県宗教法人名簿」のうち、仏教寺院に関する部分	県民文化政策課	H17. 12. 12	H17. 12. 26	1	公開	
261	山本地域振興局 告示番号977号、1027号 道路平面図(白黒コピー)	山本地域振興局	H17. 12. 13	H17. 12. 13	1	公開	
262	仙北地域振興局 告示番号1021号 道路平面図(白黒コピー)	仙北地域振興局	H17. 12. 13	H17. 12. 22	1	公開	
263	下記地番上の建物が、水質汚濁防止法の特定施設有害物質利用特定施設に指定されていた履歴があるか。 地番: 本荘市石脇字山ノ神11-1017 建物: 本田ベルノ秋田 ※当該建物は、平成12~13年頃に取壊済み	環境あきた創造課環境管理室	H17. 12. 13	H17. 12. 20	1	公開	
264	道路区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	鹿角地域振興局	H17. 8. 12	H17. 8. 23	1	公開	

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由 (条例の適用)
265	男鹿市の芦ノ倉沢における治山施設の補修について 公園法に基づく国との協議に対する県の合意に関する資料	自然保護課	H17. 12. 14	H17. 12. 21	2	公開	
266	男鹿半島線における、05年8月15日の豪雨災害時の処理について、 1. 处理費用の内訳がわかる文書。 2. 工事契約に関する文書。 3. 箇所ごとの破損状況・土砂の搬出量等、被害状況わかる文書。なお、芦ノ倉地区については被害状況がわかる写真資料を含む。	秋田地域振興局	H17. 12. 14	H18. 1. 11	3	公開	
267	建設業許可業者名簿（県知事許可、大臣許可業者） 許可番号、許可年月日、許可区分、商号、所在地、電話番号、代表者名、資本金額、決算書提出の状況 全県通しの五十音順で（平成17年12月1日現在）	建設管理課	H17. 12. 14	H17. 12. 21	1	公開	
268	告示番号882 1/1000平面図 (白黒コピー可)	雄勝地域振興局	H17. 12. 9	H17. 12. 13	1	公開	
269	道路区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	山本地域振興局	H17. 12. 16	H17. 12. 22	1	公開	
270	道路区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	北秋田地域振興局	H17. 12. 16	H17. 12. 22	2	公開	
271	道路区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 *詳細は別紙一覧表のとおり	鹿角地域振興局	H17. 12. 16	H17. 12. 21	2	公開	
272	下記の道路について、縮尺1/500～1/2000程度の竣工図など道路の詳細がわかる図面。 ①主要地方道4号 能代五城目線 ②主要地方道9号 秋田雄和本荘線 ③主要地方道15号 秋田八郎潟線 ④国道103号 ⑤国道282号 ⑥主要地方道2号 大館十和田湖線	山本地域振興局	H17. 12. 14	H17. 12. 14	1	公開	
273	下記の道路について、縮尺1/500～1/2000程度の竣工図など道路の詳細がわかる図面。 ①主要地方道4号 能代五城目線 ②主要地方道9号 秋田雄和本荘線 ③主要地方道15号 秋田八郎潟線 ④国道103号 ⑤国道282号 ⑥主要地方道2号 大館十和田湖線	秋田地域振興局	H17. 12. 14	H17. 12. 20	3	部分公開	1号
274	下記の道路について、縮尺1/500～1/2000程度の竣工図など道路の詳細がわかる図面。 ①主要地方道4号 能代五城目線 ②主要地方道9号 秋田雄和本荘線 ③主要地方道15号 秋田八郎潟線 ④国道103号 ⑤国道282号 ⑥主要地方道2号 大館十和田湖線	鹿角地域振興局	H17. 12. 14	H17. 12. 26	6	公開	
275	下記施設について、指定管理者の公募に当たり、同施設の優先交渉権者に決定した団体が応募書類として提出した「指定申請書」「事業者に関する書類」「提案書」（事業計画書）等の書類一式、並びに選考時の議事録等、選考結果がわかるもの。 ①県営田沢湖オートキャンプ場 ②小泉潟公園	建設交通政策課	H17. 12. 1	H17. 12. 15	3	公開	
276	下記施設について、指定管理者の公募に当たり、同施設の優先交渉権者に決定した団体が応募書類として提出した「指定申請書」「事業者に関する書類」「提案書」（事業計画書）等の書類一式、並びに選考時の議事録等、選考結果がわかるもの。 ①県営田沢湖オートキャンプ場 ②小泉潟公園	産業経済政策課	H17. 12. 1	H17. 12. 19	1	公開	
277	建設業許可業者名簿	建設管理課	H17. 12. 22	H17. 12. 27	1	公開	
278	性風俗特殊営業の営業開始届出書	警察本部生活環境課	H18. 1. 5	H18. 1. 11	2	公開	
279	質屋の営業許可証、許可番号	警察本部生活安全企画課	H18. 1. 5	H18. 1. 11	1	公開	
280	平成17年障害者任免状況通報書	人事課	H18. 1. 4	H18. 1. 12	1	公開	
281	平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表 (店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの) 但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(秋田中央保健所所轄地区分)	秋田中央保健所	H18. 1. 10	H18. 1. 12	1	部分公開	1号

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
282	平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(能代保健所所轄地区分)	能代保健所	H18. 1. 10	H18. 1. 16	1	部分公開	1号
283	平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(大館保健所所轄地区分)	大館保健所	H18. 1. 10	H18. 1. 17	1	部分公開	1号
284	平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(北秋田保健所所轄地区分)	北秋田保健所	H18. 1. 10	H18. 1. 11	1	部分公開	1号
285	土壤汚染対策法の規制調査のため、下記事業者が水質汚濁防止法上の特定施設の届け出を出しているか、及びその詳細(業種等)の記載されている文書、又は、有害物質の使用をしているかどうかの有無及びその使用物質の内容がわかる文書。 ・(株) 北秋 ・北秋商事 ・大館秋田杉産直システム事業(協)	環境あきた創造課環境管理室	H18. 1. 13	H18. 1. 18	1	公開	
286	平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(由利本荘保健所所轄地区分)	由利本荘保健所	H18. 1. 10	H18. 1. 12	1	部分公開	1号
287	平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(横手保健所所轄地区分)	横手保健所	H18. 1. 10	H18. 1. 16	1	部分公開	1号
288	平成17年11月中旬～月末の間に秋田県庁エレベーター故障時、日本エレベーター製造様が行った故障対応報告書、及び対応費の公開を請求致します。	管財課	H18. 1. 13	H18. 2. 15	3	公開・非公開	不存在
289	自由民主党秋田県第二選挙区支部にかかる平成17年分の政治資金収支報告書	選挙管理委員会	H18. 1. 17	H18. 1. 18	1	公開	
290	平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表(店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの)但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。(大仙保健所所轄地区分)	大仙保健所	H18. 1. 10	H18. 1. 16	1	部分公開	1号
291	山本郡八竜町鶴川字八幡台124番地上の工場(所有者・前田製管)が、水質汚濁防止法上の有害物質を扱う特定施設か否かを確認したい。	環境あきた創造課環境管理室	H18. 1. 18	H18. 1. 27	1	公開	
292	秋田地域振興局 告示番号1062号道路平面図、位置図(白黒コピー)	秋田地域振興局	H18. 1. 19	H18. 1. 23	1	公開	
293	北秋田地域振興局 告示番号47 道路平面図、位置図(白黒コピー)	北秋田地域振興局	H18. 1. 19	H18. 1. 24	1	公開	
294	仙北地域振興局 告示番号1041号 1053号 1079号 道路平面図、位置図(白黒コピー)	仙北地域振興局	H18. 1. 19	H18. 1. 26	1	公開	
295	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	鹿角地域振興局	H18. 1. 20	H18. 1. 25	2	公開	
296	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H18. 1. 20	H18. 1. 26	1	公開	
297	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	由利地域振興局	H18. 1. 20	H18. 1. 27	1	公開	
298	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	山本地域振興局	H18. 1. 20	H18. 1. 24	1	公開	

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由 (条例の適用)
299	水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出の有無 所在地：鹿角市湯瀬50-2、44-8、44-9、44-10、44-12、47-3、50-5 鹿角市八幡平字湯瀬40-2、40-1、44-8、69 鹿角市湯瀬湯端29-1、8、9、11-4、28-3、29-2、30-1 事業者（株）姫の湯ホテル	環境あきた創造課環境管理室	H18.1.23	H17.1.27	1	公開	
300	秋田県宗教法人名簿	県民文化政策課地域活動支援室	H18.1.18	H18.1.30	1	公開	
301	飲食店営業施設一覧	大館保健所	H18.1.23	H18.2.6	1	部分公開	1号
302	飲食店営業施設一覧	北秋田保健所	H18.1.23	H18.1.31	1	部分公開	1号
303	飲食店営業施設一覧	能代保健所	H18.1.23	H18.2.6	1	部分公開	1号
304	飲食店営業施設一覧	秋田中央保健所	H18.1.23	H18.1.31	1	部分公開	1号
305	飲食店営業施設一覧	由利本荘保健所	H18.1.23	H18.1.31	1	部分公開	1号
306	飲食店営業施設一覧	大仙保健所	H18.1.23	H18.2.6	1	部分公開	1号
307	飲食店営業施設一覧	横手保健所	H18.1.23	H18.2.1	1	部分公開	1号
308	飲食店営業施設一覧	湯沢保健所	H18.1.23	H18.2.6	1	部分公開	1号
309	秋田空港ターミナルビルをめぐるフライトイジケーター納入問題にからみ、秋田県が関係者を掲示告訴するようターミナル社に出したごとに関する一切の文書（2004年12月ごろ）	建設交通政策課	H18.1.25	H18.1.26	1	公開	
310	平成17年1月以降、県総務部（現知事公室）と県建設交通部が第三セクター秋田空港ターミナルビル株式会社に提出したすべての文書類。	総務課	H18.1.25	H18.2.6	1	公開	
311	平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けた飲食店営業施設一覧表（店舗名、店舗住所、店舗電話番号、許可名義人氏名、許可名義人住所、最初の許可年月日が記載されたもの）但し、臨時と自動販売機、移動販売は除く。（湯沢保健所所轄地区分）	湯沢保健所	H18.1.10	H18.1.24	1	部分公開	1号
312	秋田市、大館市、能代市、本荘市、横手市、男鹿市の食品営業許可台帳で平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けたものの一覧 店舗名、店舗所在地、店舗電話番号、申請者氏名、申請者住所、営業許可番号、許可番号取得日の分かるもの	秋田中央保健所	H18.1.25	H18.2.1	1	部分公開	1号
313	秋田市、大館市、能代市、本荘市、横手市、男鹿市の食品営業許可台帳で平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けたものの一覧 店舗名、店舗所在地、店舗電話番号、申請者氏名、申請者住所、営業許可番号、許可番号取得日の分かるもの	大館保健所	H18.1.25	H18.2.7	1	部分公開	1号
314	秋田市、大館市、能代市、本荘市、横手市、男鹿市の食品営業許可台帳で平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けたものの一覧 店舗名、店舗所在地、店舗電話番号、申請者氏名、申請者住所、営業許可番号、許可番号取得日の分かるもの	能代保健所	H18.1.25	H18.2.13	1	部分公開	1号

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
315	秋田市、大館市、能代市、本荘市、横手市、男鹿市の食品営業許可台帳で平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けたものの一覧 店舗名、店舗所在地、店舗電話番号、申請者氏名、申請者住所、営業許可番号、許可番号取得日の分かるもの	由利本荘保健所	H18. 1. 25	H18. 2. 2	1	部分公開	1号
316	秋田市、大館市、能代市、本荘市、横手市、男鹿市の食品営業許可台帳で平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に営業許可を受けたものの一覧 店舗名、店舗所在地、店舗電話番号、申請者氏名、申請者住所、営業許可番号、許可番号取得日の分かるもの	横手保健所	H18. 1. 25	H18. 2. 8	1	部分公開	1号
317	男鹿国定公園の利用区域図	自然保護課	H18. 2. 2	H18. 2. 3	1	公開	
318	性風俗特殊営業の営業届出が分かる文書 (届出名称、所在地、電話番号、営業の種別、届出年月日)	警察本部生活環境課	H18. 1. 30	H18. 2. 2	2	公開	
319	平成16、17年中の職員に対する懲戒、訓戒、注意処分の内容が分かる文書	警察本部監察課	H18. 2. 1	H18. 2. 13	2	公開・部分公開	1号
320	過去5年位の懲戒、訓戒、注意処分の処分数と処分理由が分かる文書(一覧表や統計など)	警察本部総務課	H18. 2. 1	H18. 2. 13	1	非公開	不存在
321	介護保険法に基づく「財政安定化基金」から貸付けた市町村名、貸付けた金額、貸付けた年月日、創設時から現在まで。(旧市町村名で記載してください。)	長寿社会課	H18. 2. 1	H18. 2. 20	5	公開	
323	平成17年1月以降、県総務部(現知事公室)と県建設交通部が第三セクター秋田空港ターミナルビル株式会社に提出したすべての文書類。	建設交通政策課	H18. 1. 25	H18. 2. 7	12	公開	
324	現在供用開始されている錦木バイパス総延長の地図	鹿角地域振興局	H18. 2. 7	H18. 2. 13	2	公開	
325	秋田県内の運転代行業者 パワー代行(秋田県公安委員会認定番号第23096号)の事務所の所在地、代表者氏名が分かる文書	警察本部交通企画課	H18. 2. 9	H18. 2. 15	1	部分公開	1号
326	・平成13年度から平成17年度まで過去5年間の交通反則切符(普通・駐車)の印刷にかかる入札調書(見積調書)(県が県警から入札や契約を委託されたもので、業者名や入札価格、予定価格、落札価格、落札業者などが記録された書類) ・平成13年度から17年度まで、過去5年間の運転免許更新通知書の印刷にかかる入札調書(見積書)(警察本部から都道府県に入札・契約の委託のあったもので、業者名や落札価格、それに予定価格などが書かれたもの)	管財課	H18. 2. 9	H18. 2. 23	75	公開	
327	・秋田県厚生部昭和35年度中国人死没者調査綴り ・秋田県厚生部昭和40年以降中国人死没者調査書 ・秋田県厚生部昭和58年度～65年度各年度「中国人死没調査」などの一件行政資料	福祉政策課	H18. 2. 13	H18. 2. 27	7	公開	
328	県全戸配布広報紙「県勢だよりあきた新時代」市町村輸送業務入札等執行調書	情報公開課	H18. 2. 15	H18. 2. 16	1	公開	
329	建築計画概要書のコピー 所在、男鹿市五里合箱井字長信太68番地 確認番号No.0884 確認日付平成11年12月20日	秋田地域振興局	H18. 2. 16	H18. 2. 17	1	公開	
330	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	秋田地域振興局	H18. 2. 16	H18. 2. 20	2	公開	
331	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H18. 2. 16	H18. 2. 20	1	公開	
332	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	由利地域振興局	H18. 2. 16	H18. 2. 23	2	公開	
333	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	北秋田地域振興局	H18. 2. 16	H18. 2. 23	2	公開	
334	道路の区域変更及び供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	雄勝地域振興局	H18. 2. 16	H18. 2. 21	3	公開	
335	県が、平成16年12月に、秋田空港ターミナルビル株式会社に対し、不正行為への法的措置を要請した文書類の一切	建設交通政策課	H18. 2. 16	H18. 2. 20	1	公開	
336	05年4月から06年1月の期間に行われた、米代東部森林管理署上小阿仁支署管内における東北森林管理局との保安林協議に関する資料一切(内、林小班8-ち2、8-り5、9-いについて除く)	森林整備課	H18. 2. 17	H17. 2. 27	4	公開	
337	大館市都市計画道路東台一観音堂路線を結ぶ長木川に架設する橋梁(坂道橋)の河川敷占用許可申請書(表紙)及び同申請にかかる秋田県知事の許可書	大館地域振興局	H18. 2. 14	H18. 2. 23	2	公開	
338	平成18年度秋田県公立学校教諭等採用者選考試験の試験問題及び解答(全種類・全科目)	教育庁	H18. 2. 17	H18. 2. 22	1	公開	

整理番号	請求内容	担当課所	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
339	秋田県の古物市場主の名称所在地、電話番号がわかる文書	警察本部生活安全企画課	H18. 2. 14	H18. 2. 17	1	公開	
340	秋田市内の交通違反の取締件数、種別、日時、所在地などがわかる文書（H15～H17）	警察本部交通指導課	H18. 2. 20	H18. 3. 1	1	公開	
341	水質汚濁防止法の特定施設 土壤汚染対策法の有害物質使用特定施設 上記に該当するか否か (所在) 男鹿市船川港船川字芦沢 (名称) ジャパンエナジー船川事業所	環境あきた創造課環境管理室	H18. 2. 22	H18. 3. 8	1	公開	
342	・G536-YA 県単雪寒道路整備工事 防雪柵設置収納業務委託 ・17-00-F144-20 地方道路交付金工事 ・17-00-I104-20 県単道路改築工事 以上、3工事の数量、金入り設計書（単価表も全て含んだもの）	秋田地域振興局	H18. 2. 17	H18. 3. 6	2	公開	
343	秋田市中通2-2-15の交差点に関し、H14.4.1～H18.2.22右折違反の指導件数・検挙件数のわかる文書	警察本部交通指導課	H18. 2. 23	H18. 3. 1	1	非公開	不存在
344	秋田市中通2-2-15の交差点に関し、H14.4.1～H18.2.22交通事故の発生状況（事故発生年月日・事故原因・事故種別）がわかる文書	警察本部交通企画課	H18. 2. 23	H18. 2. 27	1	非公開	存否応答拒否
345	秋田市中通2-2-15の交差点に関し、 ①右折禁止とした理由が分かる文書 ②右折禁止表示の取り付け場所が適切かどうかわかる文書	警察本部交通規制課	H18. 2. 23	H18. 3. 2	1	非公開	不存在
346	平成17年2月1日から平成18年2月22日までの「建設工事に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等」	警察本部総務課	H18. 2. 22	H18. 3. 8	1	公開	
347	平成16年9月1日から平成18年2月22日まで、県警職員の懲戒処分や訓戒、注意など人事上の措置が分かる文書。	警察本部監察課	H18. 2. 22	H18. 2. 27	1	部分公開	1号
348	平成17年10月1日から平成17年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	秋田地域振興局	H18. 2. 21	H18. 3. 9	137	公開	
349	平成17年10月1日から平成17年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	山本地域振興局	H18. 2. 21	H18. 3. 9	114	公開	
350	平成17年10月1日から平成17年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	北秋田地域振興局	H18. 2. 21	H18. 4. 7	80	公開	
351	平成17年10月1日から平成17年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	鹿角地域振興局	H18. 2. 21	H18. 3. 9	77	公開	
352	平成17年10月1日から平成17年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	由利地域振興局	H18. 2. 21	H18. 3. 9	193	公開	
353	平成17年10月1日から平成17年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	仙北地域振興局	H18. 2. 21	H18. 3. 9	242	公開	
354	平成17年10月1日から平成17年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	平鹿地域振興局	H18. 2. 21	H18. 3. 9	409	公開	
355	平成17年10月1日から平成17年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。但し、デジタルデータで管理をされている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。	雄勝地域振興局	H18. 2. 21	H18. 3. 9	83	公開	
356	平成18年度（平成17年度実施）秋田県公立学校教員採用試験のうち高等学校商業の専門試験問題および解答用紙（解答もあれば幸いです。）	教育庁	H18. 3. 1	H18. 3. 6	1	公開	
357	鷹巣土地改良区に係関する基盤整備工事について、 工区ごと年度別に総面積工事費換地事業費等について、 向黒沢、葛黒、前山、三ノ渡、松沢、鷹巣 完了地区、摩当、蟹沢、坊沢 継続地区	北秋田地域振興局	H18. 2. 24	H18. 3. 9	9	公開	

整理番号	請求内容	担当課	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由 (条例の適用)
358	飲食店で新規に営業許可したものとの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年1月1日～平成18年2月28日 迄に許可を受けたもの	大館保健所	H18.2.28	H18.3.3	1	公開	
359	飲食店で新規に営業許可したものとの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年1月1日～平成18年2月28日 迄に許可を受けたもの	北秋田保健所	H18.2.28	H18.3.3	1	非公開	不存在
360	飲食店で新規に営業許可したものとの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年1月1日～平成18年2月28日 迄に許可を受けたもの	能代保健所	H18.2.28	H18.3.10	1	公開	
361	飲食店で新規に営業許可したものとの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年1月1日～平成18年2月28日 迄に許可を受けたもの	秋田中央保健所	H18.2.28	H18.3.7	1	公開	
362	飲食店で新規に営業許可したものとの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年1月1日～平成18年2月28日 迄に許可を受けたもの	由利本荘保健所	H18.2.28	H18.3.6	1	公開	
363	飲食店で新規に営業許可したものとの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年1月1日～平成18年2月28日 迄に許可を受けたもの	大仙保健所	H18.2.28	H18.3.9	1	公開	
364	飲食店で新規に営業許可したものとの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年1月1日～平成18年2月28日 迄に許可を受けたもの	横手保健所	H18.2.28	H18.3.8	1	公開	
365	飲食店で新規に営業許可したものとの営業店名、営業店所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、許可年月日を記した一覧 ただし、自動販売機、移動販売を除く 対象地域 県下全域 期間 平成18年1月1日～平成18年2月28日 迄に許可を受けたもの	湯沢保健所	H18.2.28	H18.3.13	1	公開	
366	財産区の運営（総務部地方課）	市町村課	H18.3.3	H18.3.6	1	公開	
367	・G536-YA 県単雪寒道路整備工事 防雪柵設置収納業務委託 ・17-00-F144-20 地方道路交付金工事 ・17-00-I104-20 県単道路改築工事 以上、3工事の数量、金入り設計書（単価表も全て含んだもの）	雄勝地域振興局	H18.2.17	H18.3.1	1	公開	
368	05年1月から05年3月の期間及び06年2月以降現在までの期間に行われた、米代東部森林管理署上小阿仁支署管内における、東北森林管理局との保安林協議に関する資料一切 05年1月から現在までの期間に行われた、米代東部森林管理署上小阿仁支署管内における、上小阿仁支署及び北秋田地域振興局との保安林協議に関する資料一切	森林整備課	H18.3.3	H18.3.17	4	公開	
369	平成16年度から現在に至るまでの県産業技術総合研究センター職員の出張一覧とその支出費用及び交際費（平成17年5月9日以前は県工業技術センターと県高度技術研究所）	産業技術総合研究センター	H18.3.3	H18.3.17	867	公開・部分公開	1号・2号
370	平成15年度分の警察本部交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票、支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの及び関するもの全て	警察本部交通指導課	H18.3.2	H18.3.9	2	部分公開	1号・6号

整理番号	請求内容	担当課所	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由 (条例の適用)
371	平成15年度分の警察本部少年課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票、支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの及び関するもの全て	警察本部少年課	H18. 3. 2	H18. 3. 9	2	部分公開	1号・6号
372	秋田県の平成17年度1月～平成17年12月迄の地方債の発行状況の判る資料 ①地方債の引受け契約証書及びこの募集要項（各回毎） ②上記に係わる募集・引受け手数料（各回毎）	財政課	H18. 3. 2	H18. 3. 20	9	公開	
373	草生津川面影橋付近における水質環境調査月次データ平成14年度以降直近分まで。 環境基準項目に加えてCOD、アンモニア性窒素のデータがあれば提供希望。	環境あきた創造課環境管理室	H18. 3. 8	H18. 3. 13	1	公開	
374	県議会議員岩井川皓二氏の資産等報告書	議会事務局	H18. 3. 13	H18. 3. 13	1	公開	
375	秋田県内のホテル、旅館業に関する住所録、及び責任者、連絡先に関する資料	大館保健所	H18. 3. 10	H18. 3. 22	1	公開	
376	秋田県内のホテル、旅館業に関する住所録、及び責任者、連絡先に関する資料	北秋田保健所	H18. 3. 10	H18. 3. 17	1	公開	
377	秋田県内のホテル、旅館業に関する住所録、及び責任者、連絡先に関する資料	能代保健所	H18. 3. 10	H18. 3. 22	1	部分公開	1号
378	秋田県内のホテル、旅館業に関する住所録、及び責任者、連絡先に関する資料	秋田中央保健所	H18. 3. 10	H18. 3. 20	1	公開	
379	秋田県内のホテル、旅館業に関する住所録、及び責任者、連絡先に関する資料	由利本荘保健所	H18. 3. 10	H18. 3. 22	1	公開	
380	秋田県内のホテル、旅館業に関する住所録、及び責任者、連絡先に関する資料	大仙保健所	H18. 3. 10	H18. 3. 24	1	公開	
381	秋田県内のホテル、旅館業に関する住所録、及び責任者、連絡先に関する資料	横手保健所	H18. 3. 10	H18. 3. 27	1	公開	
382	秋田県内のホテル、旅館業に関する住所録、及び責任者、連絡先に関する資料	湯沢保健所	H18. 3. 10	H18. 3. 27	1	公開	
383	岩井川議員の資産等報告書	議会事務局	H18. 3. 13	H18. 3. 13	1	公開	
384	平成15年度分の警察本部交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票、支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの及び関するもの全て	警察本部交通指導課	H18. 3. 2	H18. 3. 9	2	部分公開	1号・6号
385	平成15年度分の警察本部少年課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票、支出証拠書類のうち、捜査諸雑費を除くもの及び関するもの全て	警察本部少年課	H18. 3. 2	H18. 3. 9	2	部分公開	1号・6号
386	秋田県警察本部、警察学校等配置定員 別表第1 警察署配置定員 別表第2 但し平成17年4月1日現在又は直近のもの	警察本部	H18. 3. 6	H18. 3. 15	2	公開	
387	道路の供用開始に係る位置図及び平面図 ※詳細は別紙一覧表のとおり	仙北地域振興局	H18. 3. 16	H18. 3. 23	1	公開	
388	05年1月から05年3月の期間及び06年2月以後現在までの期間に行われた、米代東部森林管理署上小阿仁支署管内における、東北森林管理局との保安林協議に関する資料一切 05年1月から現在までの期間に行われた、米代東部森林管理署上小阿仁支署管内における、上小阿仁支署及び北秋田地域振興局との保安林協議に関する資料一切	北秋田地域振興局	H18. 3. 3	H18. 3. 17	44	公開	
389	建築計画概要書 大館市字桂城町1（明治生命ビル） 建築確認番号0664（昭和60年9月12日）	建築住宅課	H18. 3. 22	H18. 3. 23	1	公開	

整理番号	請求内容	担当課所	請求年月日	決定年月日	文書件数	決定の内容	非公開事由(条例の適用)
390	馬場目川下流竜馬橋付近、及び馬踏川馬踏川橋付近における水質環境調査月次データ平成14年度以降直近分まで。環境基準項目に加えてCOD、アンモニア性窒素のデータがあれば提供希望。	環境あきた創造課環境管理室	H18. 3. 22	H18. 3. 24	1	公開	
391	仙北地域振興局 告示番号220号、221号、222号 道路平面図、位置図（白黒コピー）	仙北地域振興局	H18. 3. 24	H18. 3. 28	1	公開	
392	①2006年3月9日秋田海上保安部から秋田港湾事務所長に提出された米イージス艦の秋田港係留施設使用の問合せ文書 ②米イージス艦ステザムの秋田港係留施設使用許可申請書（船舶代理店提出・3月23日） ③上記の許可申請にたいする秋田港湾事務所長の許可書（3月24日付）	港湾空港課	H18. 3. 24	H18. 4. 3	4	公開	
393	◆水濁法に基づく特定施設の届出施設一覧リスト（直近分） 必要項目としては、①事業所名、②所在地、③施設の種類、④排出量、⑤排出先、⑥特定有害物質の有無（可能ならば、その種別も）です。	環境あきた創造課環境管理室	H18. 3. 29	H18. 4. 12	1	公開	
394	土木工事標準積算基準書に記載されている「実施単価表」（平成18年度）	建設管理課	H18. 3. 29	H18. 4. 11	1	公開	
395	「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場の届出名簿。（由利本荘市石脇字山ノ神11番904、33、057m <sup>2</sup> 、山林、鈴木技研工業㈱）の部分。	環境あきた創造課環境管理室	H18. 3. 29	H18. 4. 7	1	公開	
396	下記所在地の土地建物が水質汚濁防止法により指定された特定施設に該当しているかどうか確認お願いします。 秋田県湯沢市小野大清水43番地所在地「ふるさと村山莊」（東山森林公園内）	環境あきた創造課環境管理室	H18. 3. 30	H18. 4. 7	1	公開	
397	・国際教養大学学長（理事長）、副学長（理事）を初めとする幹部職員の出勤簿の写し ・現住所（住民票上の住所） ・給料（年俸）及び管理職手当率 ・学長車の車種名、価格、リース又は購入か、運転手の所属（県職か大学職員か） ・学長及び副学長の交際費及び使用状況	国際教養大学	H17. 3. 22	H17. 4. 4	9	公開・非公開	不存在
	小計	請求 397件			8,165		
	秋田県立衛生看護学院入学試験問題	請求 57件			230	公開	
					8,395		

## 2 これまでの取り組み状況

### (1) これまでの取り組み状況（情報公開審査会関係除く）

年 月	事 項
S55. 10	・「情報公開制度の研究に関するプロジェクトチーム」を設置
S56. 4 10	・同上プロジェクトチーム報告書を提出 ・「情報公開制度検討班」を設置 班長：総務部次長 班員：各部主管課、行政委、関係課の総務担当参事、補佐
S57. 5 ～S58. 6	・情報公開に向けて、文書管理改善の基礎資料とするため、「全庁文書実態調査」を実施
S58. 5 8 10	・情報公開制度検討班に、「法制」、「公開基準」、「文書管理システム」の3部会を置き、調査検討に入る ・情報公開の一環として「行政情報センター」を総合庁舎内に設置 ・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
S59. 5 6 7 7 8 9 9 S60. 3	・情報公開制度検討班「情報公開制度に関する調査検討報告書」を知事に提出 ・「情報公開準備委員会」を設置 委員長：総務部長    副委員長：総務部次長 班 員：各部主管課長、行政委員会、関係課長 ・職員啓発用パンフレット（検討班報告書の概要）の配付（見開き8ページ） ・地方機関の文書保管状況調査 ・職員を対象に情報公開制度に関する意識調査を実施 ・全庁を対象とする非公開文書調査 ・文書管理改善運動はじまる 第1ステップとして文書の選別・廃棄運動の実施 ・記録書庫整理完了（収蔵能力の倍増）
S60. 4 6 12 12	・文書管理改善運動の第2ステップとして文書の分類・整理運動の実施 ・文書管理改善運動の第3ステップとして文書の検索・活用運動の実施 ・情報公開準備委員会「公文書公開制度大綱試案」作成 ・情報公開懇談会設置
S61. 6 10 12	・情報公開懇談会小委員会設置 ・情報公開懇談会 提言書提出
S62. 2 2 3	・情報公開準備委員会（幹事会「公文書公開条例大綱」作成 ・「秋田県公文書公開条例案」県議会2月定例会提出 ・県文書管理規定を制定（62年4月施行） ・「秋田県公文書公開条例」公布（秋田県条例第3号）（昭和62年10月1日施行）
S62. 4 5 6 7 9 9	・制度の実施に向け、文書広報課県政情報室を設置 ・自治研修所での職員研修実施（5月～12月まで延26回） ・行政資料の収集、管理、利用等に関する要綱を制定 ・職員向け「情報公開だより」第1号を発行 ・知事が管理する公文書の公開等に関する規則を制定（10月1日施行） ・県公文書公開審査会規則を制定（10月1日施行）

年 月	事 項
S62. 9 9 9 9 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公文書公開事務取扱要綱の制定（10月1日）施行</li> <li>・情報公開事務の手引きの作成</li> <li>・県情報公開推進委員会設置要綱作成（準備委と同一メンバー）</li> <li>・県民向けパンフレットを作成、配付</li> <li>・県公文書公開条例施行（10月1日施行）</li> </ul>
S63. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員向け「情報公開だより」第2号を発行</li> </ul>
S63. 6 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員向け「情報公開だより」第3号を発行</li> <li>・職員向け「情報公開だより」第4号を発行</li> </ul>
H元. 1 3 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報提供の手引き」の作成</li> <li>・県民向けポスターを作成・配付</li> <li>・行政資料目録の作成</li> </ul>
H元. 6 7 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員向け「情報公開だより」第5号を発行</li> <li>・県民向けリーフレットを作成・配付</li> <li>・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施</li> </ul>
H 2. 3 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政資料目録追録の作成</li> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>
H 2. 9 H 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員向け「情報公開だより」第6号を発行</li> <li>・県民向けリーフレットを作成・配付</li> </ul>
H 3. 4 8 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> <li>・行政資料目録追録の作成</li> <li>・職員向け「情報公開だより」第7号を発行</li> </ul>
H 4. 5 6 7 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> <li>・行政資料目録追録の作成</li> <li>・県民向けポスターの作成・配付</li> <li>・職員向け「情報公開だより」第8号を発行</li> </ul>
H 5. 4 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> <li>・職員向け「情報公開だより」第9号を発行</li> </ul>
H 6. 5 6 7 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> <li>・県民向けリーフレットを作成・配付</li> <li>・行政資料目録の作成</li> <li>・職員向け「情報公開だより」第10号を発行</li> </ul>
H 7. 6 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政資料目録追録Iの作成</li> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>
H 8. 7 H 9. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政資料目録追録IIの作成</li> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>
H 8. 7 H 9. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政資料目録追録IIの作成</li> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>
H10. 3 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度周知用パンフレットの作成・配付</li> <li>・情報公開実施状況報告書の作成</li> </ul>
H10. 6 9 9 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県議会（総務企画委員会）に対し「公開条例改正案の骨子」説明</li> <li>・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会9月定例会に提出</li> <li>・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会9月定例会で可決</li> <li>・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例の公布（平成11年4月1日施行）</li> </ul>

年 月	事 項
H10. 10	・秋田県行政資料目録作成（10年9月版）
H11. 2	・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）
3	・情報公開実施状況報告書の作成
3	・「情報公開事務の手引き」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・情報公開制度のパンフレット（条例改正に伴うもの）の作成
3	・公文書公開請求書（条例改正に伴うもの）の作成
H12. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布「実施機関に議会」（平成12年4月1日施行）
H12. 12	・情報公開実施状況報告書の作成
H13. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成13年4月1日施行）
H13. 9	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会9月定例会に提出
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会9月定例会で可決
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成14年4月1日施行）
10	・情報公開実施状況報告書の作成
H14. 2	・「情報公開事務の手引き」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）
3	・情報公開制度パンフレット（条例改正に伴うもの）の作成
H14. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H15. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成15年4月1日施行）
H15. 8	・情報公開実施状況報告書の作成
H15. 12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成16年4月1日施行）
H16. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H16. 12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成17年1月1日施行）
H17. 11	・情報公開実施状況報告書の作成
H18. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（案）が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成18年4月1日施行） （刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行）

(2) 情報公開審査会の開催等状況

審査会	年月日	事項
第1回	62.10.1	・会長、会長代理の選任 ・公文書公開請求等の状況報告について
第2回	63.12.5	・公文書公開請求等の近況報告 ・公文書公開審査会運営要領
	元.9.29	諮問第1号受理
第3回	元.10.9	・公文書公開請求等の状況報告 ・諮問第1号審査
第4回	元.12.1	・諮問第1号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取及び異議申立人から意見の聴取）
第5回	元.12.25	・諮問第1号審査
第6回	2.2.22	・諮問第1号審査
	2.2.28	答申第1号（諮問第1号について）
	2.9.14	諮問第2号受理
第7回	2.10.8	・諮問第2号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取及び異議申立人から意見の聴取）
第8回	2.10.18	・諮問第2号審査
	2.10.24	答申第2号（諮問第2号について）
	5.2.22	諮問第3号受理
第9回	5.4.22	・諮問第3号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取及び異議申立人から意見の聴取）
第10回	5.5.11	・諮問第3号審査
	5.5.13	答申第3号（諮問第3号について）
	6.10.20	諮問第4号受理
第11回	6.12.8	・諮問第4号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取及び異議申立人から意見の聴取）
第12回	6.12.22	・諮問第4号審査
	6.12.22	答申第4号（諮問第4号について）
	7.5.26	諮問第5号受理
	7.5.26	諮問第6号受理
第13回	7.7.11	・諮問第5号～第6号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取及び異議申立人から意見の聴取）
第14回	7.9.6	・諮問第5号～第6号審査
第15回	7.10.6	・諮問第5号～第6号審査
	7.11.6	諮問第7号受理
	7.11.10	諮問第8号受理
	7.11.10	諮問第9号受理
	7.11.10	諮問第10号受理
	7.11.10	諮問第11号受理
	7.11.10	諮問第12号受理
	7.11.10	諮問第13号受理
	7.11.10	諮問第14号受理
	7.11.10	諮問第15号受理
	7.11.10	諮問第16号受理

審査会	年月日	事項
第 16回	7. 11. 21	・諮問第5号～第6号審査
	7. 11. 22	諮問第18号受理
	7. 11. 27	諮問第17号受理
	7. 12. 12	諮問第19号受理
	7. 12. 12	諮問第22号受理
	7. 12. 13	諮問第20号受理
	7. 12. 13	諮問第21号受理
第 17回	7. 12. 13	・諮問第5号～第6号審査
第 18回	8. 1. 10	・諮問第5号～第6号審査
	8. 2. 1	諮問第23号受理
第 19回	8. 2. 8	・諮問第5号～第6号審査
第 20回	8. 3. 5	・諮問第5号～第6号審査
第 21回	8. 3. 15	・諮問第5号～第6号審査
	8. 3. 19	答申第5号（諮問第5号について）
	8. 3. 19	答申第6号（諮問第6号について）
第 22回	8. 4. 25	・諮問案件の内容の説明及び審議の進め方の検討
第 23回	8. 5. 22	・諮問第12号～第16号審査（異議申立人からの意見聴取）
第 24回	8. 5. 27	・情報公開制度の運用に係る審査会意見書の提出に係る検討
第 25回	8. 6. 26	・審議案件に係る公文書の取扱いについての検討
	8. 7. 2	諮問第24号受理
第 26回	8. 7. 11	・諮問第12号～第16号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
第 27回	8. 7. 31	・諮問第23号審査（異議申立人からの意見の聴取）
第 28回	8. 8. 21	・諮問第23号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
	8. 8. 26	諮問第25号受理
第 29回	8. 9. 4	・諮問第12号～第16号審査
第 30回	8. 9. 26	・諮問第8号～第11号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
第 31回	8. 10. 9	・諮問第8号～第11号審査（異議申立人からの意見の聴取）
第 32回	8. 11. 6	・諮問第17号～第18号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
第 33回	8. 11. 27	・諮問第12号～第16号審査
	8. 12. 2	諮問第26号受理
	8. 12. 3	諮問第27号受理
	8. 12. 6	諮問第28号受理
	8. 12. 9	諮問第29号受理
	8. 12. 11	諮問第30号受理
	8. 12. 12	諮問第31号受理
第 34回	8. 12. 13	・諮問第12号～第16号審査

審査会	年月日	事項
	8. 12. 16	諮詢第32号受理
	8. 12. 16	諮詢第33号受理
	8. 12. 18	諮詢第34号受理
	8. 12. 24	諮詢第35号受理
第35回	8. 12. 24	・諮詢第12号～第16号審査
	8. 12. 25	諮詢第36号受理
	8. 12. 25	諮詢第37号受理
	9. 1. 6	諮詢第38号受理
	9. 1. 6	諮詢第39号受理
	9. 1. 7	諮詢第40号受理
	9. 1. 8	諮詢第41号受理
	9. 1. 9	諮詢第42号受理
第36回	9. 1. 16	・諮詢第8号～第11号審査
	9. 1. 16	答申第7号（諮詢第12号・第13号・第16号について）
	9. 1. 16	答申第8号（諮詢第14号・第15号について）
	9. 1. 21	諮詢第43号受理
	9. 1. 27	諮詢第44号受理
第37回	9. 2. 7	・諮詢第8号～第11号審査
第38回	9. 2. 25	・諮詢第8号～第11号審査 ・諮詢第19号～第22号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
	9. 2. 27	答申第9号（諮詢第8号～第11号について）
	9. 3. 6	諮詢第45号受理
	9. 4. 10	諮詢第24号取り下げ
第39回	9. 4. 11	・諮詢第17号～第22号審査
第40回	9. 4. 22	・諮詢第17号～第22号審査
第41回	9. 5. 14	・諮詢第17号～第22号審査
	9. 5. 16	諮詢第46号受理
	9. 5. 19	諮詢第47号受理
第42回	9. 5. 28	・諮詢第19号～第22号審査 ・諮詢第23号審査（実施機関から非公開理由説明の概要及び異議申立人からの意見の聴取）
	9. 6. 11	答申第10号（諮詢第17号について）
	9. 6. 11	答申第11号（諮詢第18号について）
	9. 6. 12	諮詢第48号受理
第43回	9. 6. 26	・諮詢第19号～第23号審査
	9. 7. 8	諮詢第7号の取り下げ
	9. 7. 10	諮詢第49号受理
第44回	9. 7. 16	・諮詢第19号～第23号審査
	9. 7. 28	諮詢第50号受理
	9. 7. 28	諮詢第51号受理

審査会	年月日	事項
	9. 7.28	諮詢第52号受理
	9. 7.28	諮詢第53号受理
	9. 7.28	諮詢第54号受理
	9. 7.29	答申第12号（諮詢第19号について）
	9. 7.29	答申第13号（諮詢第20号～第22号について）
第45回	9. 7.30	・諮詢第23号審査
第46回	9. 8.22	・諮詢第23号審査
第47回	9. 9. 3	・諮詢第23号審査
	9. 9.12	答申第14号（諮詢第23号について）
	9. 10.23	諮詢第55号「公文書公開条例の改正について」受理
第48回	9. 10.23	・諮詢第55号審査
第49回	9. 11.12	・諮詢第25号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
第50回	9. 11.20	・諮詢第55号審査
第51回	9. 11.25	・諮詢第25号審査
	9. 12. 2	諮詢第56号受理
第52回	9. 12.18	・諮詢第25号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
第53回	9. 12.24	・諮詢第25号審査
第54回	10. 1.14	・諮詢第25号審査
第55回	10. 1.22	・諮詢第25号審査
第56回	10. 1.29	・諮詢第55号審査
第57回	10. 2. 5	・諮詢第25号審査
第58回	10. 2.12	・諮詢第55号審査
第59回	10. 2.19	・諮詢第26号～第44号審査
	10. 2.26	答申第15号（諮詢第25号について）
第60回	10. 3. 6	・諮詢第26号～第44号、第55号審査
第61回	10. 3.11	・諮詢第55号審査
第62回	10. 3.20	・諮詢第26号～第44号、第55号審査
第63回	10. 3.26	・諮詢第45号審査、第55号審査
	10. 3.31	答申第16号（諮詢第26号～第44号について）
	10. 4. 9	答申第17号（諮詢第55号（条例改正）について）
	10. 4.15	諮詢第57号受理
	10. 4.15	諮詢第58号受理
第64回	10. 4.24	・諮詢第45号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
第65回	10. 5.21	・諮詢第45号審査
第66回	10. 6.12	・諮詢第45号審査 ・諮詢第47号、第50号～第54号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
第67回	10. 6.25	・諮詢第47号、第50号～第54号審査
	10. 7. 1	答申第18号（諮詢第45号について）

審査会	年月日	事項
第68回	10.7.9	・諮問第47号、第50号～第54号審査
第69回	10.7.23	・諮問第47号、第50号～第54号審査 ・諮問第56号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
第70回	10.8.24	・諮問第47号、第50号～第54号審査 ・諮問第46号、第49号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取） ・諮問第48号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取＝異議申立人から取り下げが表明されたため中止）
第71回	10.10.15	・諮問第47号、第50号～第54号、第56号審査
第72回	10.10.29	・諮問第47号、第50号～第54号、第56号審査
	10.11.20	答申第19号（諮問第47号、第50号～第54号について）
第73回	10.11.25	・諮問第56号審査
	10.12.14	諮問第59号受理
第74回	10.12.24	・諮問第46号、第49号、第56号審査
第75回	11.1.13	・諮問第46号、第49号、第56号審査
第76回	11.1.28	・諮問第46号、第49号、第56号審査
	11.2.1	答申第20号（諮問第56号について）
第77回	11.2.9	・諮問第57号～第58号審査
第78回	11.3.16	・諮問第46号、第49号審査 ・諮問第58号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
第79回	11.3.25	・諮問第46号、第49号審査
第80回	11.4.23	・諮問第58号審査
	11.4.23	答申第21号（諮問第46号、第49号について）
	11.5.12	諮問第60号受理
第81回	11.5.27	・諮問第58号、第60号審査
第82回	11.6.24	・諮問第58号、第60号審査
第83回	11.7.14	・諮問第58号審査 ・諮問第60号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
第84回	11.7.30	・諮問第58号、第60号審査
第85回	11.8.31	・諮問第60号審査
	11.8.31	答申第22号（諮問第58号について）
	11.9.24	諮問第61号受理
第86回	11.10.1	・諮問第57号、第59号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
第87回	11.10.21	・諮問第59号～第60号審査
	11.10.15	諮問第63号受理

審査会	年月日	事項
第88回	11.11.25	・諮問第57号、諮問第59号審査（異議申立人からの意見の聴取） ・諮問第61号審査（異議申立人からの意見の聴取） ・諮問第60号審査
	11.12.10	諮問第64号受理
第89回	11.12.15	・諮問第57号、第59号～第61号審査
	11.12.17	答申第23号（諮問第60号について）
	11.12.24	諮問第65号受理
第90回	12.1.28	・諮問第59号審査 ・諮問第62号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由の説明）
第91回	12.2.21	・諮問第57号、第61号～第62号審査
	12.2.21	答申第24号（諮問第59号について）
第92回	12.3.16	・諮問第57号、第61号～第62号審査
第93回	12.4.27	・諮問第62号～第64号審査 答申第26号（諮問第61号について） 答申第25号（諮問第57号について）
第94回	12.5.26	・諮問第62号～第64号審査 ・諮問第65号審査（異議申立人からの意見の聴取）
	12.6.19	諮問第66号受理
第95回	12.6.22	・諮問第62号～第64号審査
	12.7.14	答申第27号（諮問第62号について）
第96回	12.7.27	・諮問第65号審査（実施機関からの非公開理由説明の聴取） ・諮問第63号～第64号審査
第97回	12.8.28	・諮問第66号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取） ・諮問第63号～第64号審査
第98回	12.9.19	・諮問第63号～第65号審査
	12.10.13	諮問第67号「情報公開条例の改正について」受理
第99回	12.10.13	・会長、会長代理の選任 ・諮問第67号審査
第100回	12.10.19	・諮問第63号～第66号審査
第101回	12.11.10	・諮問第67号審査 答申第28号（諮問第63号について） 答申第29号（諮問第64号について）
第102回	12.11.20	・諮問第65号～第66号審査 答申第30号審査（諮問第67号について）
第103回	12.12.6	・諮問第67号審査
第104回	12.12.22	・諮問第65号～第66号審査
第105回	13.1.17	・諮問第67号審査（情報公開条例の改正に関する諮問事項に係る説明及び意見の聴取）

審査会	年月日	事項
	13. 1.19	答申第31号（諮問第65号について）
	13. 1.19	答申第32号（諮問第66号について）
第106回	13. 2. 5	・諮問第67号審査（情報公開条例の改正に関する諮問事項に係る説明及び意見の聴取）
第107回	13. 3. 8	・諮問第67号審査
第108回	13. 3.26	・諮問第67号審査（情報公開条例の改正に関する諮問事項に係る説明及び意見の聴取）
	13. 4. 5	諮問第68号受理
第109回	13. 4.13	・諮問第67号審査
第110回	13. 4.26	・諮問第67号審査
	13. 5.10	答申第33号（諮問第67号について）
第111回	13. 5.31	・諮問第68号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
第112回	13. 7. 4	・諮問第68号審査
第113回	13. 7.31	・諮問第68号審査
	13. 9. 4	答申第34号（諮問第68号について）
第114回	13.10.19	・会長、会長代理の選任 ・情報公開審査会運営要領について
	14. 7.19	諮問第69号受理
	14. 8.30	諮問第70号受理
	14. 9. 9	諮問第71号受理
第115回	14.10.15	・諮問第69号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
第116回	14.12. 3	・諮問第69号審査 ・諮問第70号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
第117回	15. 1.27	・諮問第69号審査、諮問第70号審査
第118回	15. 2.24	・諮問第69号審査 ・諮問第71号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
	15. 3.11	答申第35号（諮問第69号について）
	15. 3.28	諮問第72号受理
第119回	15. 4.18	・諮問第70号～第71号審査
	15. 4.18	諮問第73号受理
	15. 4.18	諮問第74号受理
	15. 5.12	諮問第75号受理
第120回	15. 5.15	・諮問第70号～第71号審査
第121回	15. 6.28	・諮問第70号～第72号、第75号審査
	15. 6.30	答申第36号（諮問第70号について）
第122回	15. 7.31	・諮問第71号、第75号審査
	15. 8.25	諮問第76号受理
第123回	15. 9. 1	・諮問第71号、第75号審査

審査会	年月日	事項
第124回	15.10.11	・ 質問第71号審査 ・ 質問第75号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
	15.10.15	答申第37号（質問第71号について）
	15.10.18	質問第77号受理
第125回	15.11.27	・ 会長、会長代理の選任 ・ 質問第72号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
	15.12.19	・ 質問第72号、第75号審査
	16.1.5	質問第78号受理
第127回	16.1.15	・ 質問第72号審査
	16.1.30	答申第38号（質問第72号について）
第128回	16.2.23	・ 質問第75号審査
	16.3.1	答申第39号（質問第75号について）
	16.4.27	質問第79号受理
第129回	16.5.7	・ 質問第76号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
第130回	16.6.26	・ 質問第76号審査
第131回	16.7.22	・ 質問第76号～第77号審査
第132回	16.8.24	・ 質問第76号審査 ・ 質問第77号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
	16.9.13	・ 質問第76号～第79号審査
	16.9.14	答申第40号（質問第76号について）
第134回	16.10.16	・ 質問第77号審査 ・ 質問第78号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
	16.10.20	答申第41号（質問第77号について）
	16.11.26	・ 質問第78号審査（実施機関から非公開理由説明の聴取）
第136回	16.12.27	・ 質問第78号審査
	17.1.5	答申第42号（質問第78号について）
	17.3.3	質問第80号受理
第137回	17.4.14	・ 質問第80号審査
第138回	17.5.20	・ 質問第80号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
	17.6.8	質問第81号受理
第139回	17.7.1	・ 質問第80号、第81号審査
第140回	17.7.28	・ 質問第80号審査
第141回	17.8.25	・ 質問第80号審査
第142回	17.9.10	・ 質問第80号審査
第143回	17.10.6	・ 質問第80号審査
第144回	17.10.7	・ 質問第80号審査
第145回	17.10.15	・ 質問第80号審査

審査会	年月日	事項
	17. 10. 17	答申第43号（諮問第80号について）
	17. 11. 18	諮問第82号受理
第146回	17. 11. 4	・会長、会長代理の選任 ・諮問第81号、第82号審査
	17. 11. 30	諮問第83号受理
	17. 12. 1	諮問第84号受理
第147回	17. 12. 2	・諮問第81号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
第148回	18. 1. 19	・諮問第81号、第83号審査
	18. 2. 3	諮問第85号受理
第149回	18. 2. 3	・諮問第81号審査 ・諮問第83号審査（異議申立人からの意見の聴取及び実施機関から非公開理由説明の聴取）
	18. 2. 6	答申第45号（諮問第81号について）
第150回	18. 3. 9	・諮問第83号審査

(3) 不服申立ての処理状況

質問番号	異議申立て年月日	件 名	担当課 所	秋田県情報公開審会			異議申立てに対する決定等の内容	
				諮 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	決定年月日	決定内容
1	1. 9. 25	精神衛生鑑定実施方について（伺い）（昭和57年度外8県の非公開決定に対する異議申立て）	秋田保健所	1. 9. 29	2. 2. 28	非公開決定は妥当（答申第1号）	2. 3. 25	棄却
2	2. 9. 7	庭積の机代物に関する推薦について（伺い）（2年度）外1件の非公開決定に対する異議申立て	農産園芸課	2. 9. 14	2. 10. 24	非公開部分の一部公開が妥当（答申第2号）	2. 11. 2	一部認容
3	5. 2. 1	産業廃棄物処理業の許可について（伺い）（昭和55年度）外2件の部分公開決定に対する異議申立て	廃棄物対策室	5. 2. 22	2. 5. 13	非公開部分の一部公開が妥当（答申第3号）	5. 5. 20	一部認容
4	6. 10. 14	林地開発行為許可申請について（伺い）（元年度）の部分公開決定に対する異議申立て	森林土木課	6. 10. 20	6. 12. 22	部分公開決定は妥当（答申第4号）	7. 1. 10	棄却
5	7. 5. 17	食糧費の支出負担行為伺、支出命令書（5～6年度）の部分公開決定に対する異議申立て	財 政 課	7. 5. 26	8. 3. 19	非公開部分の一部公開が妥当（答申第5号）	9. 3. 18	一部認容
6	7. 5. 17	報償費及び食糧費の支出負担行為伺、支出命令書（5年度3月、6年度）の部分公開決定に対する異議申立て	東京事務所	7. 5. 26	8. 3. 19	非公開部分の一部公開が妥当（答申第6号）	9. 2. 6	一部認容
7	7. 11. 2	出張の復命書及び出張の原因となる開催通知等（5～6年度）の部分公開決定に対する異議申立て	企画調整課	7. 11. 6	(変更決定（全部公開）により、諮問取り下げ)		9. 7. 8	認容
8	7. 11. 1	時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿及び月例報告書（6～7年度）の部分公開決定に対する異議申立て	秘 書 課	7. 11. 10	9. 2. 27	非公開部分の一部公開が妥当（答申第9号）	9. 5. 26	一部認容

質問番号	異議申立年月日	件 名	担当課 所	秋田県情報公開審会			異議申立てに対する決定等の内容	
				質 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	決定年月日	決定内容
9	7. 11. 1	時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿及び月例報告書（6～7年度）の部分公開決定に対する異議申立て	人 事 課	7. 11. 10	9. 2. 27	非公開部分の一部公開が妥当（答申第9号）	9. 5. 26	一部認容
10	7. 11. 1	時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿及び月例報告書（6～7年度）の部分公開決定に対する異議申立て	財 政 課	7. 11. 10	9. 2. 27	非公開部分の一部公開が妥当（答申第9号）	9. 5. 26	一部認容
11	7. 11. 1	時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当命令簿及び月例報告書（6～7年度）の部分公開決定に対する異議申立て	企画調整課	7. 11. 10	9. 2. 27	非公開部分の一部公開が妥当（答申第9号）	9. 5. 26	一部認容
12	7. 11. 9	食糧費の支出負担行為伺、支出命令書（5～6年度）の部分公開決定に対する異議申立て	監 理 課	7. 11. 16	9. 1. 16	非公開部分の一部公開が妥当（答申第7号）	9. 4. 16	一部認容
13	7. 11. 9	食糧費の支出負担行為伺、支出命令書（7年度）の部分公開決定に対する異議申立て	監 理 課	7. 11. 16	9. 1. 16	非公開部分の一部公開が妥当（答申第7号）	9. 4. 16	一部認容
14	7. 11. 2	食糧費の支出命令書（5～6年度）の部分公開決定に対する異議申立て	農 政 課	7. 11. 21	9. 1. 16	非公開部分の一部公開が妥当（答申第8号）	9. 4. 16	一部認容
15	7. 11. 9	食糧費の支出命令書（7年度）の部分公開決定に対する異議申立て	監 理 課	7. 11. 16	9. 1. 16	非公開部分の一部公開が妥当（答申第8号）	9. 4. 16	一部認容
16	7. 11. 9	食糧費の支出負担行為伺、支出命令書（7年度）の部分公開決定に対する異議申立て	農業水利課	7. 11. 16	9. 1. 16	非公開部分の一部公開が妥当（答申第7号）	9. 4. 16	一部認容

質問番号	異議申立て年月日	件 名	担当課 所	秋田県情報公開審会			異議申立てに対する決定等の内容	
				諮 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	決定年月日	決定内容
1 7	7. 11. 9	会場使用料の支出負担行為伺、支出命令書及び会議開催通知等（6年度）の部分公開決定に対する異議申立て	人 事 課	7. 11. 27	9. 6. 11	非公開部分の一部公開が妥当（答申第10号）	9. 6. 19	一部認容
1 8	7. 11. 2	会場使用料の支出負担行為伺支出命令書及び会議開催通知等（5～6年度）の部分公開決定に対する異議申立て	地 方 課	7. 11. 22	9. 6. 11	非公開部分の一部公開が妥当（答申第11号）	9. 6. 19	一部認容
1 9	7. 12. 1	服務報告書（6～7年度）の非公開決定に対する異議申立て	地方労働委員会	7. 12. 12	9. 7. 29	非公開部分の一部公開が妥当（答申第12号）	9. 8. 29	一部認容
2 0	7. 12. 1	服務報告書（5年度）の非公開決定に対する異議申立て	監 理 課	7. 12. 13	9. 7. 29	非公開部分の一部公開が妥当（答申第13号）	9. 9. 1	一部認容
2 1	7. 12. 1	服務報告書（6～7年度）の非公開決定に対する異議申立て	秘 書 課	7. 12. 13	9. 7. 29	非公開部分の一部公開が妥当（答申第13号）	9. 9. 1	一部認容
2 2	7. 12. 1	服務報告書（6～7年度）の非公開決定に対する異議申立て	社会福祉課	7. 12. 12	9. 7. 29	非公開部分の一部公開が妥当（答申第13号）	9. 9. 1	一部認容
2 3	8. 1. 26	需用費の支出負担行為伺、支出命令書（7年度）の部分公開決定に対する異議申立て	東京事務所	8. 2. 1	9. 9. 12	非公開決定は妥当（答申第14号）	10. 2. 27	棄却
2 4	8. 6. 14	公害対策審議会（現環境審議会）大王製紙（株）秋田工場の公害対策に関する部会会議録の非公開決定に対する異議申立て	環境保全課	8. 7. 2	異議申立の取り下げによる諮問の取り下げ			

諮詢 番号	異議申立年月日	件 名	担当 課 所	秋田県情報公開審会			異議申立てに対する決定等の内容	
				諮詢 年月日	答申 年月日	答申 内 容	決定年月日	決定内容
25	8. 6. 14	公害対策審議会（現環境審議会）大王製紙（株）秋田工場の公害対策に関する部会の會議録の非公開決定に対する異議申立て	環境保全課	8. 8. 26	10. 2. 26	非公開部分の一部公開が妥当（答申第15号）	10. 5. 11	一部認容
26 ( 44)	8. ( 11. 26	食糧費の支出負担行為同、支出命令書の部分公開に対する異議申立て（3～4年度）	水産漁港課 ほか18課所	8. ( 9. 1. 27	10. 3. 31	部分公開決定は妥当（答申第16号）	10. 4. 17 ( 10. 6. 17	棄却
45	9. 2. 14	勤務評定書の非公開決定に対する異議申立て	中央教育事務所	9. 3. 6	10. 7. 1	非公開決定は妥当（答申第18号）	10. 8. 21	棄却
46	9. 3. 18	平成8年度秋田県職員上級（職務経験者採用）第2次試験の口術試験等の本人の試験結果に係る公文書の非公開決定に対する異議申立て	人事委員会事務局	9. 5. 15	11. 4. 23	非公開決定は妥当（答申第21号）	11. 4. 27	棄却
47	9. 4. 28	平成9年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題並びにその模範解答の非公開決定に対する異議申立て	教育庁高校教育課	9. 5. 19	10. 11. 20	非公開決定は妥当（答申第19号）	10. 12. 15	棄却
48	9. 4. 30	職員の懲戒処分（平成9年3月21日付け）に係る公文書の非公開決定に対する異議申立て	人事課	9. 6. 12	異議申立の取り下げによる諮詢の取り下げ			
49	9. 7. 4	平成8年度秋田県職員上級（職務経験者採用）第2次試験の口述試験等の受験者全員の試験結果に係る公文書の非公開決定に対する異議申立てについて	人事委員会事務局	9. 7. 10	11. 4. 23	非公開決定は妥当（答申第21号）	11. 4. 27	棄却

質問番号	異議申立て年月日	件 名	担当課 所	秋田県情報公開審会			異議申立てに対する決定等の内容	
				質 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	決 定 年月 日	決 定 内 容
5 0	9. 7. 1	平成 5 年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題並びにその模範解答の非公開決定に対する異議申立て	教育庁高校教育課	9. 7. 28	10. 11. 20	非公開決定は妥当（答申第19号）	10. 12. 15	棄却
5 1	9. 7. 1	平成 6 年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題並びにその模範解答の非公開決定に対する異議申立て	教育庁高校教育課	9. 7. 28	10. 11. 20	非公開決定は妥当（答申第19号）	10. 12. 15	棄却
5 2	9. 7. 1	平成 7 年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題並びにその模範解答の非公開決定に対する異議申立て	教育庁高校教育課	9. 7. 28	10. 11. 20	非公開決定は妥当（答申第19号）	10. 12. 15	棄却
5 3	9. 7. 1	平成 8 年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題並びにその模範解答の非公開決定に対する異議申立て	教育庁高校教育課	9. 7. 28	10. 11. 20	非公開決定は妥当（答申第19号）	10. 12. 15	棄却
5 4	9. 7. 1	平成 9 年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題並びにその模範解答の非公開決定に対する異議申立て	教育庁高校教育課	9. 7. 28	10. 11. 20	非公開決定は妥当（答申第19号）	10. 12. 15	棄却
5 6	9. 11. 14	林地開発許可変更申請書の非公開決定に対する異議申立て	森林土木課	9. 12. 2	11. 2. 1	部分公開決定は妥当（答申第20号）	11. 2. 12	棄却
5 7	9. 9. 24	教科用図書調査研究報告書の非公開決定に対する異議申立て	教育庁義務教育課	10. 4. 15	12. 4. 27	非公開決定の取り消し（答申第25号）	11. 5. 29	認容
5 8	9. 9. 24	平成 5 ~ 9 年度の秋田県の公立小・中学校教頭候補者選考試験筆答問題等の非公開決定に対する異議申立て	教育庁義務教育課	10. 4. 15	11. 8. 31	非公開決定は一部公開が妥当（答申第22号）	11. 9. 13	一部認容

質問番号	異議申立年月日	件 名	担当課 所	秋田県情報公開審会			異議申立てに対する決定等の内容	
				諮 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	決定年月日	決定内容
5 9	10. 12. 1	平成 11 年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験問題及び一次試験結果の非公開決定に対する異議申立て	教育庁高校教育課	10. 12. 14	12. 2. 21	非公開決定は妥当（答申第24号）	12. 3. 13	棄却
6 0	11. 4. 28	平成 11 年度第 2 回秋田県教育委員会議事録の部分公開に対する異議申立て	教育庁総務課課	11. 5. 12	11. 12. 7	非公開決定は妥当（答申第23号）	12. 1. 13	棄却
6 1	11. 9. 9	教科用図書調査研究報告書の非公開決定に対する異議申立て	教育庁義務教育課	11. 9. 24	12. 4. 27	非公開決定の取り消し（答申第26号）		認容
6 2	11. 10. 4	産業廃棄物処理施設変更許可申請部分公開決定に対する異議申立て	大館保健所	11. 10. 7	12. 7. 14	非公開決定の取り消し（答申第27号）		認容
6 3	11. 10. 29	飼い主咬傷事件に係る措置命令書、始末書等の部分公開決定に対する異議申立て	湯沢保健所	11. 11. 15	12. 11. 13	非公開決定の一部公開が妥当（答申第28号）	12. 12. 19	一部妥当
6 4	11. 12. 6	犬の苦情等処理簿等の部分公開決定に対する異議申立て	湯沢保健所	11. 12. 10	12. 11. 13	非公開決定の一部公開が妥当（答申第29号）	12. 12. 19	一部妥当
6 5	11. 12. 2	平成 11 年度教科用図書調査研究員の氏名、肩書、所属の非公開決定に対する異議申立て	教育庁義務教育課	11. 12. 24	12. 11. 13	非公開決定の取り消し（答申第29号）	13. 2. 14	認容
6 6	12. 6. 12	平成 11 年度除雪委託業務に関する工事台帳の部分公開決定に対する異議申立て	山本建設事務所	12. 6. 13	13. 1. 19	非公開決定は妥当（答申第32号）	13. 1. 19	棄却

諮詢番号	異議申立て年月日	件 名	担当課 所	秋田県情報公開審会			異議申立てに対する決定等の内容	
				諮詢年月日	答申年月日	答申内 容	決定年月日	決定内容
6 8	13. 3. 21	秋田県介護保険審査会三者代表合議体審査録及び秋田県介護保険審査会公益代表合議体審査録の非公開決定に対する異議申立て	長寿社会課	13. 4. 5	13. 9. 4	非公開決定は妥当（答申第34号）	13. 9. 26	棄却
6 9	14. 7. 8	平成13年度各協議団体強化費決算書の不存在を理由とする非公開決定に対する異議申立て	教育庁保健体育課	14. 7. 19	15. 3. 11	非公開決定は妥当（答申第35号）	15. 3. 31	棄却
7 0	14. 7. 26	精神障害者等の診察について（伺い）外5件の部分公開決定に対する異議申立て	鷹巣阿仁健康福祉センター	14. 8. 30	15. 6. 30	部分公開決定は一部公開が妥当（答申第36号）	15. 8. 5	一部認容
7 1	14. 8. 9	国有保安林の指定解除に関する部分公開決定に対する異議申立て	森林整備課	14. 9. 9	15. 10. 15	部分公開決定は一部公開が妥当（答申第37号）	15. 11. 27	一部認容
7 2	15. 2. 10	開発行為許可申請書に関する部分公開決定に対する異議申立て	鹿角建設事務所	15. 3. 28	16. 1. 30	部分公開決定は妥当（答申第38号）	16. 3. 3	棄却
7 3	15. 4. 11	福祉施設における入所者処遇等に係わる現地調査結果に関する部分公開決定に対する異議申立て	福祉政策課	15. 4. 18	異議申立ての取り下げによる諮詢の取り下げ			
7 4	〃	同 上	同 上	〃	同 上			
7 5	14. 8. 26	土地売買契約書外2件の部分公開決定に対する異議申立て	秋田地域振興局	15. 5. 12	16. 3. 1	部分公開決定は妥当（答申第39号）	16. 3. 31	棄却

質問番号	異議申立年月日	件 名	担当課 所	秋田県情報公開審会			異議申立てに対する決定等の内容	
				諮 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	決定年月日	決定内容
7 6	15. 8. 5	背任罪に関する告発事案についての警察安全相談の処理経過等を記録した文書の部分公開決定処分に対する審査請求	公安委員会	15. 8. 25	16. 9. 14	部分公開決定は妥当（答申第40号）	16. 10. 6	棄却
7 7	15. 10. 20	保険会社の支払査定金額が確認できる文書の非公開決定に対する異議申立て	○○地域振興局	15. 12. 2	16. 10. 18	非公開決定は妥当（答申第41号）	16. 11. 5	棄却
7 8	15. 12. 18	地価調査に係る鑑定評定書の部分公開決定処分に対する異議申立て	建設管理課	16. 1. 5	17. 1. 5	部分公開決定は妥当（答申第42号）	17. 1. 19	棄却
7 9	16. 3. 26	社会福祉法人が運営する施設の是正改善に関する文書の公開決定等に対する異議申立て	福祉政策課	16. 4. 27	異議申立ての取り下げによる諮問の取り下げ			
8 0	17. 2. 7	警察本部の捜査報償費支出に関する文書の部分公開決定に対する審査請求	公安委員会	17. 3. 3	17. 10. 7	部分公開決定は一部公開が妥当（答申第43号）	18. 2. 1	一部認容
8 1	17. 5. 23	私個人の情報で登録してある全ての内容の公開請求拒否決定（存否応答拒否）に対する異議申立て	公安委員会	17. 6. 8	18. 2. 6	存否応答拒否決定は妥当（答申第45号）	18. 3. 8	棄却

(注1) 欠番の答申第17号（質問第55号）、答申第30号・第33号（質問第67号）、答申第44号（質問第82号）は、条例改正の答申（質問）です。

(注2) 個人識別性のある部分を「○○」で表示しています。

### 3 情報公開審査会の答申

(1) 答申第43号

答申第43号  
平成17年10月17日

秋田県公安委員会様

秋田県情報公開審査会  
会長 平川信夫

秋田県情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年3月3日付け秋公委第5号、同少第3号及び同交指第5号により諮問のあった事案について、別紙のとおり答申します。

（諮問第80号）

【別紙】

## 答申

### 第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が少年課及び交通指導課の平成15年度分検査報償費支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類（詳細は第5の2に記載のとおり。以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、次の部分は公開すべきであるが、その他について非公開とした決定は妥当である。

- ア 精算書兼返納命令書のうち配当（再配当）予算残額欄、返納額欄、受領額欄及び精算額欄
- イ 報償費支出証拠書類中の精算書兼返納命令書の写しのうち配当（再配当）予算残額欄、返納額欄、受領額欄及び精算額欄
- ウ 支出負担行為のうち配当（再配当）予算残額欄及び金額欄
- エ 支出命令書のうち金額欄
- オ 支出証明書のうち支出額欄

### 第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成16年12月21日付けで行った8件の部分公開決定について、その取消しを求めるというものである。

審査請求人が主張する審査請求の理由及び意見は、おおむね次のとおりである。

#### 1 平成17年5月20日付けの意見書及びこれに基づく意見陳述での主張

（1）実施機関は、非公開理由説明書において、本件非公開情報が、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）6条1項1号（個人情報）に該当すると主張している。

そして、「報償費支出証拠書類には、個々の捜査における情報提供者等の捜査協力者の氏名等が記載されている」と主張する。

しかし、仮に捜査協力者の氏名が記載されていれば、その部分を特定して非公開とすれば足りるのであって、その証拠書類全部を非公開とする理由にはなりえない。

(2) また、実施機関は、本件非公開情報が条例6条1項6号（公共安全情報）に該当すると主張する。これは、条例の理解を欠いたものというほかない。

まず、条例6条1項6号は、次のように規定している。

「次に掲げる情報等であって、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの

(一) 現に捜査中の事件に関する情報

(二) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕（以下「犯罪の予防等」という。）  
　　の手法、技術、装備、体制又は方針に関する情報

(三) 犯罪の被害者、捜査の参考人、犯罪の予防等に関し情報を提供した者、犯罪の予防等に  
　　従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報

(四) 公共の安全と秩序を害する行為を行うおそれがある団体等に係る情報収集活動に関する  
　　情報

(五) 被疑者若しくは被告人の留置若しくは勾留に係る業務又はこれらの執行に係る施設の保  
　　安に関する情報

(六) 檢察官の捜査若しくは護送に係る指揮又は勾引状、収監状等の執行に関する情報」

要するに、まず、実施機関としては、本件対象情報が、本号の（一）以下のいずれの情報に該当するものであるかを明らかにした上で、その情報が「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの」かどうかが、次に判断されなければならない。

ところが、実施機関の主張は、本号の上記各項目のいずれに該当する情報かどうかが必ずしも明らかにされていない。

例えば、現金出納簿の各月日欄に記載されている「捜査報償費の交付月日等」（「等」というのが何か不明であるが）について、これが明らかにされると、事件関係者が逃走等を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると主張している。右主張からすると、支出された捜査報償費にかかる「事件」は、本号（一）にいう「現に捜査中の事件に関する情報」のようにも思える。もし、捜査終了している事件の情報であれば、右のような「おそれ」がないことは、実施機関の右主張からも明らかだからである。ところが、そのような主張はない。また、本号（二）でも、同（三）に関する情報でもない。したがって、これでは、本号の該当性を主張すること自体が失当というほかない。

もっとも、仮に捜査中の事件に関する情報であっても、実施機関が「懸念」しているような「推測」や「比較・分析」、「推察」等によって、事件関係者が逃走等を図ることは、社会通念上考えられないものであるから、「相当の理由」があるとも認められないものである。

以下、同様に、実施機関の主張は、そもそも、本号の各項目のいずれに該当する情報であるかを特定しない上、かつ、それらを公開することにおいて、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは、到底考えられないものであって、そのように「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、認められないものである。

ちなみに、本号が、上記のとおり、「実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの」という定め方にしたのは、実施機関の判断をそのまま鵜呑みにするのではなく、その判断過程や評価等について相当であるかどうかを審査会や司法機関等が判断する余地があることを示しているのであって、その判断の相当性につき社会通念上の合理性が認められない場合には、本号の該当性が否定されることになるのは、言うまでもない。

例えば、実施機関は、しきりに、各文書に記載されている金額、しかも月ごとの合計額や予

算残額等もすべて非公開とし、その理由として、捜査費等執行額の多寡等が明らかになれば、「捜査活動の活発さや進展状況を推察することが可能になり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、このような主張が荒唐無稽であり、社会通念上到底合理的な判断といえないことは明らかであるから、そのような「実施機関の判断」が相当でないと認められるほかないのである。

## 2 平成17年7月26日付けの意見書での主張（実施機関の平成17年6月30日付けの意見書に対する反論）

### （1）部分公開について

実施機関は、「独立した一体的な情報を更に細分化して部分公開することは条例は義務づけていない」と、特異な意見を披露する。

既に長い歴史を持つ情報公開制度の運用において、部分公開の原則は広く行きわたっており、分離できる情報は、分離して部分公開することは、最高裁判例でも繰り返し認められているところである。

実施機関の上記主張は、最高裁判例の趣旨を理解していないか、部分公開の特別な原理を主張しているものか、そのどちらかというほかない。

審査会においては、ご理解を得ていると思われる所以、あえて詳細な反論はしないが、例えば、交際費の支出命令に関する公文書も、記載事項が一体として、交際費の支出経過、支出内容に関する情報を示しているのであるが、その内、非公開部分（最近はほとんど非公開事由に該当しないが仮に該当するとして）を除いて他の部分を部分公開することは、何ら特別な措置でなく、情報公開の運用として、広く行われているところである。

### （2）条例6条1項6号該当性について

実施機関は、審査請求人の意見に対し、条例6条1項6号記載の（一）ないし（六）のいずれかに該当するかを明示する必要がないかのように主張している。もっとも、そう主張しながら、意見書の4頁以下（この答申の第3の2の（3））で、同号（一）から（三）に該当すると主張しているから、結局、実施機関の右主張は、意味がないことになる。

実施機関は、現金出納簿の「各月の月日欄」は、「捜査活動の活発さを推測することが可能となる」と主張する。しかし、それが、何故に、「被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある」と判断できるのか、理解に苦しむ。その記載だけで、具体的な事件などが類推できるわけでもないことは、容易に推測できるところである。それは、「受・払・残額欄」も同様である。これらが公開されたからといって、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは到底認められない。

このような「相当性」判断の判断枠組及び判断例は、他県の審査会判断でも示されているところである。

同様に、他の文書でも、金額欄や、支出日等の公開が、具体的な事件の捜査内容や捜査手法等を推測でき、それによって「犯行を容易にすることや証拠隠滅を図るおそれがある。」とは、到底認められない。このような「おそれ」に関する抽象的な判断だけをもって「相当性」判断がなされるものでないことは明らかであって、実施機関の主張は、条例の趣旨自体も正確に理解していないよう思われる。

## 第3 諒問庁の説明の要旨

諒問庁は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由を次のように説明している。

### 1 非公開理由説明書及びこれに基づく意見陳述での説明

#### （1）現金出納簿

現金出納簿の各月の月日欄には、捜査報償費の交付月日等が記載されている。これらの情報が公になると、捜査報償費の交付日、捜査員と協力者との接触日等が推測され、報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的な内容等の情報と比較・分析することによって、捜査活動の活発さや協力者等を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅

滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

現金出納簿の摘要欄には、捜査報償費の支出事由及び捜査員の氏名等が記載されている。これらの情報が公になると、捜査報償費の使用目的、捜査員の担当部門等が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的な内容等の情報と比較・分析することによって、捜査活動の活発さや情報収集活動の対象等を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

現金出納簿の受・払・残額欄には、それぞれの該当金額及び繰越金額が記載されている。これらの情報が公になると、金額等が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的な内容等の情報と比較・分析することによって、捜査活動の活発さ等を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

#### (2) 精算書兼返納命令書

精算書兼返納命令書は、各所属における月毎の捜査費執行状況を総括するものであり、配当（再配当）予算残額欄、返納額欄、受領額欄及び精算額欄には、月毎の捜査費の配当金額、執行金額等が記載されている。

これらの情報が公になると、各所属における月毎の捜査費執行額の多寡が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的な内容等の情報と比較・分析することによって、捜査活動の活発さや進展状況を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

#### (3) 捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び支払伝票の添付書類

これらの捜査諸雜費の執行に係る証拠書類には、情報提供謝礼等の個別の捜査報償費の執行事実に関する情報として、支払事由や特定の事件名、捜査員、情報提供者の氏名、捜査費の執行額等、個別の捜査費の交付・支払いに係る情報が、相互に関連し全体として一体をなすものとして、記載されている。

これらの情報が公になると、個々の事件における捜査報償費の具体的な執行状況が判明し、報道等の情報及び被疑者等の事件関係者自身が持つ犯行の具体的な内容の情報と比較・分析することにより、捜査活動の活発さや進展状況等の動向、協力者、情報収集活動の対象等が推察される可能性が格段に高まり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

#### (4) 支出負担行為伺、支出命令書、支出証明書

これらは、各所属における月毎の捜査費配当、執行に関する会計文書であり、月毎の配当（再配当）予算残額、金額、支出額が記載されている。

これらの情報が公になると、各所属における月毎の捜査費執行額の多寡が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的な内容等の情報と比較・分析することによって、捜査活動の活発さや進展状況を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

#### (5) 警部補相当職以下の事務吏員の氏名及び印影

支出負担行為伺には、起案者として警部補相当職以下の事務吏員の氏名及び印影、精算書兼返納命令書の写し、支出命令書、精算書兼返納命令書には警部補相当職以下の事務吏員の印影が記録されている。

これらの情報が公になると、「犯罪の予防等に従事する者」である当該警察職員が判明し、被疑者等事件関係者から危害を加えられるなどのおそれがある。

#### (6) 捜査協力者等の氏名等

報償費支出証拠書類には、個々の捜査における情報提供者等の捜査協力者の氏名等が記載されており、これらの情報は条例6条1項1号に規定する特定の個人を識別できる情報であり、ただし書きのいづれにも該当しない。

## 2 平成17年6月30日付けの意見書での説明

#### (1) 条例6条1項1号（個人情報）に対する意見

審査請求人は、報償費支出証拠書類に捜査協力者の氏名等が記載されているのであれば、当

該部分のみを特定して、非公開とすれば足りるのであって、その証拠書類全部を非公開とする理由にはなりえないと主張している。

確かに、当該書類の記載内容が条例6条1項1号の個人識別情報にのみ該当するのであれば、審査請求人主張のとおりである。

しかし、このことに関しては、1号に該当するだけでなく、6号にも該当するとして非公開理由説明書で次のように説明しているところである。

捜査諸雑費の執行に係る証拠書類には、支払事由や特定の事件名、捜査員、情報提供者の氏名、捜査費の執行額等、個別の捜査費の交付・支払に係る記載事項の全体が一体となった情報提供謝礼等の個別の捜査報償費の執行事実に関する情報が記録されている。

これらの情報が公になると、個々の事件における具体的な捜査費執行情報が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的な内容等の情報と比較・検討することによって、捜査活動の活発さや進展状況を推察することが可能となり、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

個人に関する情報以外の情報に関する部分公開の定義として、条例6条2項は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて当該行政文書の公開をしなければならないとしているが、独立した一体的な情報を更に細分化して部分公開することは条例は義務づけていない。

捜査諸雑費の執行に関する証拠書類は、前述のとおり、一体の情報が記載されているものであって、相互に関連した非公開情報をあえて細分化し公開した場合は、極めて断片的な情報と考えられるものであっても、被疑者等関係者が捜査体制、手法等を推察する資料となり、逃走や証拠隠滅を図るなど、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

## (2) 条例6条1項6号（公共の安全等に関する情報）についての意見

### ア 本号の趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、犯罪の予防、鎮圧、捜査等に代表される刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、公開しないこととしたものである（県作成「情報公開事務の手引」。以下「手引」という。）。

公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課せられた重要な責務であることから、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序を維持する活動が阻害されたり、効率的に行うことができなくなったりすること等を防止しようとするものである（手引）。

### イ 本号の解釈

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、公共の安全と秩序の維持の例示であり、本号でいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものである。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずると考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や犯罪の予防、捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものは、本号に含まれる。

また、公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不当な犯罪や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報も本号に含まれる（手引）。

本号の（一）から（六）までに掲げる情報は、本号が適用される情報を明確にし、県民にわかりやすくする等のため、公共の安全と秩序の維持に関する情報の代表的なものを類型化したものである（手引）。

すなわち、風俗営業の許可、伝染病予防、食品、環境、薬物等の衛生監視、建築規制、災

害警備等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧、捜査等に支障が生じるおそれのない、いわゆる行政警察活動に関する情報は、本号に含まれないことを明確にするために設けたものであるとも解釈される。

「次に掲げる情報等」の「等」とは、(一)から(六)までに掲げる情報に準ずるものであり、(一)から(六)までに掲げる情報と類似する性質、内容を有するものをいう(手引)。

#### ウ 審査請求人の本号の解釈についての諮問庁の意見

審査請求人は、「条例6条1項6号(公共安全情報)についての実施機関の主張は、条例の理解を欠いたものというほかない。実施機関としては、本件対象情報が、6号の(一)以下のいずれに該当するものであるかを明らかにした上で、その情報が公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものかどうかが、次に判断されなければならない。ところが、実施機関は、右6号の上記各項目のいずれに該当する情報が明らかにしていない。」と主張している。

しかし、既述のことから明らかなように、同項6号の「次に掲げる情報等」を受けた(一)から(六)は、公共の安全と秩序の維持に関する情報の代表的なものを具体的に類型化したもの及びこれに準ずるもの指していることから、(一)から(六)以外のものが存在することは疑いの余地がないところである。

ところが、審査請求人の本号についての意見に従うと、(一)から(六)に準ずるものは、本号の(一)から(六)のいずれにも該当しないがゆえに、公開することによる公共の安全と秩序の維持への支障のおそれについては、判断してはならない、又は判断できない、さらには支障があっても公開しなければならないこととなる。

一方、国の情報公開法や他のほとんどの都府県条例は、「公開(公に)することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長(実施機関)が認めることにつき相当の理由がある情報」との定め方をしており、その趣旨、解釈、運用で格別の齟齬を来しているとは言えない。

本県条例6条1項6号の趣旨、解釈、運用が、国や他の都道府県条例のそれらと異なることとなつては、県警察が県民から負託された公共の安全と秩序を維持する上で由々しき問題であるので、国や他の都道府県条例のそれらと異なることのないように解釈・運用している。

本県条例の規定の仕方は、本号が適用される情報を県民にわかりやすいものとする等の観点から、刑事法の執行を中心とする公共の安全と秩序の維持に関する代表的な情報を具体的に類型化し、例示したものである。

なお、本号の(一)から(六)に準ずるものとしての「等」に該当する情報としては、次のようなものが差し当たって考えられる。

- (ア) 刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずると考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等
- (イ) 犯罪の予防、捜査に密接に関連するつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報
- (ウ) 犯罪を誘発し又は助長する若しくは犯罪の実行を容易にするおそれがある情報

以上のことから、審査請求人の「条例6条1項6号に該当するためには(一)から(六)までのいずれかに該当しなければならない」という前提に立った主張は、一方的なものに過ぎない。

#### エ 相当の理由について

審査請求人は、捜査中の事件に関する情報(捜査報償費に関する情報)であっても、実施機関が懸念しているような「推測」や「比較・分析」、「推察」等によって、事件関係者が逃走等を図ることは、社会通念上考えられないであるから、「相当の理由」があるとも認められないと主張している。

しかし、これも審査請求人の方的な主張であって、仮に非公開とすべき情報が捜査中の

被疑者に明らかにされた場合、一般人には、特段の有意性を認めない情報であっても、公開された情報と被疑者等の事件関係者が知っている又は報道等から入手できる情報とを比較・分析することにより、被疑者等事件関係者は自らが犯した犯罪について警察の捜査が及んでいない、又は及んでいるかを判断することが可能となり、それにより罪証隠滅や逃走を企図することは社会通念上考えられることであり、「相当の理由」に欠けるものではない。

公共の安全等に関する情報については、その性質上、公開の可否の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が存在することから、実施機関はその特殊性を踏まえた上で合理的な判断を行ったものである。

(3) 条例6条1項6号の（一）から（六）までの該当性について

非公開部分を判断するに当たっては、非公開とした情報が、本号の（一）から（六）へのいずれかに該当するかについて判断を行なうのではなく、公開することによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれについて判断を行い、その結果、（一）から（六）を含む公共の安全等に関する情報に該当することとなり、今回、非公開とした情報については、次のとおり（一）から（三）に該当する。

ア 少年課及び交通指導課の現金出納簿

（一）の現に捜査中の事件に関する情報、（二）の犯罪の捜査の体制、手法又は方針に関する情報及び（三）の捜査の参考人、犯罪の予防等に関し情報を提供した者、犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報に該当する。

各月の月日欄には、捜査報償費の交付月日、受入月日及び返納月日が記載されており、各月の交付月日等によって、捜査活動の活発さを推測することが可能となる。

摘要欄には、捜査報償費の支出事由及び捜査員の氏名等が記載されており、これらの情報が公にされることによって、現に捜査中の事件に対する捜査報償費執行の有無、犯罪捜査の体制等や犯罪の捜査等に従事する者等が判明することとなる。

さらに、受・払・残額欄には、それぞれの該当金額及び繰越金額が記載されており、これらの情報が公になることによって現に捜査中の事件に対する執行の有無及び多寡、情報提供者等に対する謝礼執行の有無等が明らかになることとなる。

これら非公開とした部分は、捜査報償費の交付、執行等に関する一体の情報であって、現に捜査中の事件に関する情報や特定の事件に対する捜査の手法、方針等に関する情報等であるため、公にされることによって、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

イ 精算書兼返納命令書の写し

（一）の現に捜査中の事件に関する情報、（二）の犯罪の捜査の体制、手法又は方針に関する情報及び（三）の犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報に該当する。

配当（再配当）予算残額欄、返納額欄、受領額欄及び精算額欄には、月毎の捜査費の配当金額、執行金額が記載されており、これらの情報が公になると、各所属における月毎の捜査費執行額の多寡が判明し、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ具体的な内容等の情報と比較・分析することによって、捜査の動向を推測することが可能となり、その動向をもとに被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

警部補相当職以下の事務吏員の印影を公開することで、犯罪の予防、捜査等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報が判明し、現に捜査中の事件に関する被疑者等の事件関係者や既に終結した事件関係者による嫌がらせ等を受け、ひいては現に捜査中の事件や犯罪の予防に支障をきたすおそれがある。

ウ 報償費支出証拠書類（捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び支払伝票の添付書類）

（一）の現に捜査中の事件に関する情報、（二）の犯罪の捜査の体制、手法又は方針に関する情報及び（三）の捜査の参考人、犯罪の予防等に関し情報を提供した者、犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報に該当する。

捜査中の事件に係る捜査費の個別執行情報は、捜査活動を費用面から表すものであり、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった各種捜査情報を反映している。

これらの情報が公開されると、当該事件捜査に係る種々の情報が明らかとなり、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、新たな犯罪等を企図するなど犯罪捜査に影響を及ぼすおそれがある。

捜査中事件以外の事件に係る捜査費の個別執行情報は、捜査が終了していることから、これらを公開しても事件関係者による逃走や罪証隠滅等のおそれはない。しかし、個別執行情報は、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報を反映する情報であることから、どのような事件に対して警察がどのような方針をとり、どのような捜査を進めていったかについて分析が可能となる。

この分析がどの程度可能であるかはケースバイケースであるが、新聞・雑誌等他の情報との照合により、相当高い精度で行うことができるケースも否定できない。

以上により、これらの情報を公開することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、ひいては、将来においてこれらの捜査手法等に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれがある。

本件対象文書に記録された情報のうち、情報提供者等に係るものについては、これを公開すると情報提供者等が特定され又は推測され、これらの者が被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがある。

さらには、このことから、以後の協力を得ることができなくなるおそれがあることから、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

エ ①支出負担行為伺、②支出命令書、③精算書兼返納命令書及び④ 支出証明書

(一) の現に捜査中の事件に関する情報、(二) の犯罪の捜査の体制、手法又は方針に関する情報及び(三) の犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報に該当する。

左記①から④までの文書は、各所属における月毎の捜査費配当、執行、精算、返納の金額等が記載されている会計文書であるが、このうち、上記非公開部分が公になると、各所属における月毎の捜査費の執行額の多寡が判明し、発生した事件の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的な内容等の情報と比較・分析することによって、捜査活動の活発さ、進展状況、捜査手法等を推察することが可能となる。

例えば、複数月に及ぶ事件捜査の過程で、認知から内偵捜査、検挙、共犯捜査、余罪捜査等における各月の捜査費の執行は異なるものとなり、その多寡によって、捜査機関がどの程度の捜査段階にあるのかを推察することが可能となる。また、同種事件を企図する者にとっては、捜査の体制、手法又は方針を推察することができ、犯行を容易にすることや証拠隠滅を図るおそれがある。

左記①から③までの文書には、警部補相当職以下の事務吏員の氏名及び印影、あるいは同職員の印影が記録されているが、これら職員は「犯罪の予防等に従事する者」であり、これらの情報が公になると、被疑者等事件関係者から危害を加えられるおそれがあるほか、その家族にまでも危害が及ぶ可能性がある。

現実に、事件関係者が捜査に従事する警察職員に関する情報を収集していた事実が存在しており、公共の安全と秩序を維持する活動を阻害したり、効率的に行うことができなくなるおそれが発生することになる。

### 3 平成17年7月28日の審査会での説明

諮問庁が本件対象文書に係る捜査報償費の支出の状況をグラフにして当審査会に示した。このグラフは、縦軸に支出額を、横軸に支出年月日をとったもので、横軸近傍に事件名及び認知又は逮捕等の捜査状況が記載されているものである。また、同じ期間中の少年課関係事件の新聞報道のコピーが配布された。諮問庁は、これらの資料により、執行額は小さいものの、捜査報償費支出と捜査の進展との間には関連性があるという説明をした。

### 4 平成17年8月24日付けの意見書での説明（審査請求人の平成17年7月26日付けの意見

## 書に対する反論)

### (1) 部分公開について

ア 審査請求人は、「実施機関は、『独立した一体的な情報を更に細分化して部分公開することは条例は義務づけていない』と特異な意見を披露する。」と主張しているが、実施機関は、以下に記載する①及び②にもとづいて、第一に、条例6条2項（部分公開）は、公開請求者に対し権利として非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して部分公開することまでは認めていないこと、第二に、実施機関には当該公開請求に応じて細分化して部分公開する義務がないこと、を述べたものであり、特異な意見を主張したものとは認識していない。

① 大阪府知事交際費第二次上告審判決（最高裁判所第三小法廷、平成13年3月27日）には、次の判示がある。

大阪府公文書公開条例第10条は、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでを実施機関に義務づけているものと解することはできないのである。

したがって、実施機関においてこれを細分化することなく一体として非公開決定をしたときに、住民等は、実施機関に対し、同条を根拠として、公開することに問題がある箇所のみを除外してその余の部分を公開するよう請求する権利はない。

② 条例6条2項（部分公開）及び3項（個人に関する情報についての部分公開の特例）に関する手引47頁には、次の記載がある。

第2項の規定は、行政文書に記録されている情報のうち、非公開情報ではない情報の記載部分の公開義務を規定しているが、ひとまとめの非公開情報のうちの一部を除外した残りの部分を公開することの根拠条項とはならない。

イ 次に、審査請求人は、情報公開制度の運用に関し「部分公開の原則は広く行きわたっており、分離できる情報は、分離して部分公開することは、既に、最高裁判例でも繰り返し認められているところである。」として、交際費の支出命令に関する公文書についての例を示し、「非公開部分を除いて他の部分を部分公開することは、何ら特別な措置でなく、情報公開の運用として、広く行われているところである。」と主張しているが、実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて部分公開を行っている現状にあり、条例の部分公開の規定を適正に運用しているものと考えている。

### (2) 条例6条1項6号該当性について

ア 実施機関は、条例6条1項6号の（一）ないし（六）は、本号が適用される情報を明確にし、県民に分かりやすくする等のため、公共の安全と秩序の維持に関する情報の代表的なものを類型化した例示規定と理解している。

イ 審査請求人は、現金出納簿の「各月の月日欄」や「受・払・残額欄」に記載されている個々の情報によって具体的な事件などを類推できるわけでもないことは、容易に推測できることを主張している。

しかし、現金出納簿における各月の月日欄、摘要欄、受・払・残額欄に記載されている情報は予算の執行状況を表すものではあるが、その内容は捜査活動と密接に関連した情報である。

この情報は、被疑者等の事件関係者からすれば、特定所属の担当部門の捜査活動の活発さや進展状況、捜査手法等の動向を推察することが可能となる情報となり、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び事件関係者が持つ犯行の具体的な内容やこれまでの経験則等から持つ情報と比較・分析することによって、より確実性が増し、逃亡及び証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあることとなると認識している。

ウ また、条例6条1項6号に規定する公共安全情報については、「その性質上、公開の可否の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要することなどの特殊性が

認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（相当の理由があるか）否かについて審理、判断するのが適当である」と解釈されている（手引41頁）。

したがって、実施機関の判断が相当か否かを評価するにあたっては、処分理由の記載が抽象的か否かという点を論ずるのではなく、非公開とした情報を公開することによって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれについての実施機関の相当性の判断が、合理的なものとして許容できる範囲内のものか否かという観点から評価されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成17年3月3日 諒問の受け付け
- (2) 同年4月14日 諒問庁が本件対象文書の内容を説明。審議
- (3) 同年4月21日 諒問庁から非公開理由説明書を收受
- (4) 同年5月19日 審査請求人から意見書を收受
- (5) 同年5月20日 審査請求人及び諒問庁が意見陳述。審議
- (6) 同年6月30日 諒問庁から意見書を收受
- (7) 同年7月1日 審議
- (8) 同年7月26日 審査請求人から意見書（2）を收受
- (9) 同年7月28日 諒問庁が追加説明。審議
- (10) 同年8月24日 諒問庁から意見書を收受
- (11) 同年8月25日 審議
- (12) 同年9月10日 審議
- (13) 同年10月6日 審議
- (14) 同年10月7日 審議
- (15) 同年10月15日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審査請求人が請求した行政文書の内容について

審査請求人は、実施機関に対して、平成15年度分の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類について、次の6件の行政文書の公開請求をした。

行政文書の内容	
1	少年課に係るもので捜査諸雑費を除くもの全て
2	少年課に係るもので捜査諸雑費に関するもの全て
3	交通指導課に係るもので捜査諸雑費を除くもの全て
4	交通指導課に係るもので捜査諸雑費に関するもの全て
5	少年課及び交通指導課に係るもので捜査諸雑費を除くもの全て。 ただし、会計課が保管するもの
6	少年課及び交通指導課に係るもので捜査諸雑費に関するもの全て。 ただし、会計課が保管するもの

捜査報償費とは、犯罪捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に係る情報提供者、協力者等に対する諸経費で、県費である。また、同じ使途であっても国費の場合は、捜査費と呼んでいる。

捜査報償費は、「捜査諸雑費」と「捜査諸雑費を除くもの」とに区分される。このうち捜査諸雑費とは、1件当たりおおむね3千円を限度とする少額軽微なもので、捜査員各自の判断で執行できるものである。例えば、捜査協力者に対する謝礼や有料施設の入場料、応急的に必要となる消耗品の購入に要する経費などがある。捜査諸雑費を除くものとは、捜査報償費のうち所属長の判断のもとに執行するものである。例えば、家屋、ホテル等の借り上げや重機の運転委託に要する経費などがある。

## 2 実施機関が公開決定した行政文書の名称について

実施機関は、平成15年度に係る次の行政文書について、アからクまでの8件の行政文書部分公開決定を行い、審査請求人に通知した。

	行政文書の名称	事務担当所属
ア	少年課における検査報償費の現金出納簿、支出証拠書類	少年課
イ	少年課における検査報償費の現金出納簿、支出証拠書類	少年課
ウ	交通指導課における検査報償費の現金出納簿、支出証拠書類	交通指導課
エ	交通指導課における検査報償費の現金出納簿、支出証拠書類	交通指導課
オ	少年課における検査報償費（検査諸雑費を除くもの）に係る支出負担行為同、支出命令書、精算書兼返納命令書	会計課
カ	少年課における検査報償費（検査諸雑費に関するもの）に係る支出負担行為同、支出命令書、精算書兼返納命令書、支出証明書	会計課
キ	交通指導課における検査報償費（検査諸雑費を除くもの）に係る支出負担行為同、支出命令書、精算書兼返納命令書	会計課
ク	交通指導課における検査報償費（検査諸雑費に関するもの）に係る支出負担行為同、支出命令書、精算書兼返納命令書、支出証明書	会計課

一連の行政文書のうち、少年課及び交通指導課（以下両課を一括して「少年課等」という。）では現金出納簿及び支出証拠書類を保管し、会計課では支出負担行為同、支出命令書、支出証明書及び精算書兼返納命令書を保管している。少年課等が保管する支出証拠書類は、表紙、精算書兼返納命令書の写し、検査費支出同、検査費交付書兼支払精算書並びに支払伝票及び支払伝票の添付書類からなっている。これらのうち、精算書兼返納命令書については、原本は会計課が保管し、その写しは少年課等も支出証拠書類の添付書類として保管している。

実施機関が公開決定した行政文書の名称を見ると、アとイ及びウとエの決定に係るものは、それぞれ同一である。この理由は、諮問庁の説明によれば、次のとおりである。審査請求人は、少年課に係る検査報償費について2件の公開請求を行っている。この2件の請求の違いは、検査諸雑費について、これを「除くもの」とこれに「関するもの」というところにある。しかし、実施機関は、これらの経費を同一の現金出納簿及び支出証拠書類に記録している。そこで、実施機関は、2件の請求に対して同一の文書を対象行政文書として特定し部分公開決定をした。交通指導課に係る検査報償費についても同様である。

また、会計課の保管する文書に関して審査請求人が行った公開請求は2件であるが、しかし、これに対する実施機関の決定は4件である。この理由は、諮問庁の説明によれば、次のとおりである。審査請求人の公開請求をその内容から見ると、少年課に係るものと交通指導課に係るものとの2つに分かれ、さらにそれについて検査諸雑費を「除くもの」とこれに「関するもの」の2つに分かれる。これらのことから、実施機関は、オからクまでの4件の決定をなすべきものと判断した。

## 3 実施機関が公開をしないこととした部分について

実施機関が公開をしないこととした部分及びその理由は、次のとおりである。アからクまでの記号は、実施機関が行った前記2の部分公開決定に対応している。

	行政文書の名称	公開をしないこととした部分	公開しない理由
ア イ ウ エ	現金出納簿	各月の月日欄、摘要欄、受・払・残額欄	条例6条1項6号 公開することにより、個々の検査費の執行状況が明らかとなり、検査活動の状況が推測され、被疑者等の事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪の検査等に支障を及ぼすおそれがある。

8 件全 て	精算書兼返納命令書（写しを含む。）	配当（再配当） 予算残額欄、返納額欄、受領額欄、精算額欄	同上
		警部補相当職以下の事務吏員の印影	条例6条1項6号 公開することにより、犯罪の予防等に従事する者が明らかとなり、犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
アイ ウエ	検査費支出伺 検査費交付書兼 支払精算書	全て非公開	条例6条1項1号、6号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報が含まれているほか、公開することにより検査に従事する者及び検査費の個々の執行状況が明らかとなり、検査活動の状況が把握され、犯罪の検査等に支障を及ぼすおそれがある。
	支払伝票及び支 払伝票の添付書 類		
	支出負担行為伺		
オカ キク	支出命令書	配当（再配当） 予算残額欄、金額欄	条例6条1項6号 公開することにより、検査費執行状況の一端が明らかとなり、検査活動の状況が推測され、犯罪の検査等に支障を及ぼすおそれがある。
	上記各文書	金額欄 警部補相当職以下の事務吏員の氏名及び印影	条例6条1項6号 公開することにより、犯罪の予防等に従事する者が明らかとなり、犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
カク	支出証明書	支出額欄	条例6条1項6号 公開することにより、検査費執行状況の一端が明らかとなり、検査活動の状況が推測され、犯罪の検査等に支障を及ぼすおそれがある。

#### 4 検査報償費に係る会計処理の流れについて

県が金銭を支払うためには、通常、債務である金額が定まり、支払の期限が到来し、支出の相手方が正当債権者であることが必要である。しかし、検査報償費については、その性質上、特に緊急を要し、正規の支出手続を経ては事務に支障をきたす等の理由により、資金前渡による現金経理が認められている（地方自治法施行令161条1項13号）。この会計処理の流れは、おおむね次のとおりである。

- (1) 少年課等は、毎月、検査報償費の翌月の必要額を決定し、会計課に請求する。
- (2) 会計課は、少年課等の請求に基づき配当額を決定し、出納長に支出を命令する。
- (3) 出納長は、資金前渡職員である少年課等の課長の口座に入金する。
- (4) 少年課等の課長は、口座への入金確認後現金を引き出し、これを検査員に交付し、現金出納簿に記帳する。この際、直接検査員に交付する場合と、間に中間交付者を置き、中間交付者を経由して検査員に交付する場合がある。
- (5) 検査員は、検査報償費を執行し、不足があれば更に請求し、毎月末又は翌月初めに精算して残額を返納する。
- (6) 少年課等の課長は、検査員の精算を集計して所属としての精算を行い、残額を返納する。

#### 5 条例6条1項6号の解釈について

公開することにより犯罪の予防、鎮圧、検査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開の可否の判断に、犯罪等に関する専門的、技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。このようなことから、本号は、「実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの」という表現を用いることにより、本号に規定する情報に該当するかどうかについて、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨を明らかにしている。

したがって、当審査会としては、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて、以下で、審理、判断する。

## 6 精算書兼返納命令書について

精算書兼返納命令書は、捜査報償費の支払終了後に、各月の受領、支出、返納等を明らかにするために作成される文書である。返納命令者は会計課長であり、精算者（返納義務者）は少年課等の課長である。

精算書兼返納命令書（写しを含む。以下同じ。）には、当該月における配当（再配当）予算残額、返納額、受領額及び精算額（以下「精算額等」という。）が記載されている。

諮詢庁は、これらの情報を公開すると、発生した犯罪の内容や報道等の情報及び被疑者等事件関係者が持つ犯行の具体的な内容等の情報と比較し、分析することによって、捜査活動の活発さや進展状況、捜査の動向を推察することが可能となり、これをもとに被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るなど犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

そこで、この説明について検討すると、まず、捜査報償費の月額の状況について他の情報と比較し、分析しようとしても、捜査報償費は、捜査協力者に対する謝礼や有料施設の入場料、応急的に必要となる消耗品の購入に要する経費に充てられるなど、その使途が多岐にわたっている上、実施機関の捜査活動には捜査報償費の支出を伴わないものもあることから、精算額等から捜査活動の活発さや進展状況、捜査の動向を推察することができるものとは認めることができない。

また、被疑者等事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれがあると言えるためには、本件非公開情報から当該関係者が自分の関与する特定の事件の情報を推測することが可能でなければならないと考えられる。ところが、記載されている精算額等は当該月における支出を伴った個々の捜査活動に係る金額を合計した月額であり、一方、事件関係者であっても実施機関がどのような事件をいくつ捜査しているのかすら分からぬのであるから、精算額等を公開しても特定の事件の情報を推測することはできないものと考えられる。

よって、精算額等が条例6条1項6号（以下単に「6号」という。）に該当するとした実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認めることはできない。

## 7 現金出納簿について

（1）現金出納簿は、現金経理である捜査報償費について、現金の受入と支出の明細を明らかにするために少年課等が記帳している文書である。

（2）このうち摘要欄には、捜査報償費の支出事由及び捜査員の氏名等が記載されている。これらは、具体的な事件を現に担当し、あるいは担当していた実施機関の捜査体制についての情報であるから、これを明らかにすることにより、現在及び将来の捜査に支障を来すおそれがあるものと認められる。

（3）月日欄には、少年課等の課長が捜査報償費を中間交付者又は捜査員に交付した月日が記載されることとなっている。本件対象文書に係る捜査報償費は、中間交付者（捜査員の一人）を経由して交付されているから、記載された交付月日から捜査員と協力者の接触日が推測されるおそれはほとんどないものと思われる。また、現金出納簿の受・払・残額欄には、少年課等の課長が出納長から交付を受けた金額、中間交付者又は捜査員に交付した金額、返納額及び残額が記載されている。これらは、本件対象文書においてはいずれも月額であって、前記6の理由から、捜査活動の活発さ等を推測する資料となるものと認めることはできない。

（4）しかしながら、現金出納簿については、各受け払いごとに、その月日、摘要及び金額の関係記載部分が独立した一体的な情報を成すものとみるべきであるから、これを更に細分化してその一部のみを非公開としその余の部分を公開しなければならないものとすることはできないものと考えられる。

（5）以上によれば、現金出納簿の月日欄、摘要欄及び受・払・残額欄について公共安全情報に該当するとした実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

## 8 捜査費支出伺について

捜査費支出伺は、少年課等の課長が捜査員又は中間交付者に捜査報償費を交付する際に作成する文書であり、支出額、捜査員等の官職及び氏名、交付人数、交付額、支出事由、交付年月日等

が記載されている。

支出事由欄に記載されている支出事由自体は一般的抽象的な表現であり特定の事件名の記載はないものの、同欄には捜査員の数の記載があるから、これと捜査員等の官職及び氏名並びに交付人数については前記7（2）の理由により、また、その余の情報については同（4）と同様の理由により、それぞれ6号に該当するとした実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

## 9 捜査費交付書兼支払精算書について

捜査費交付書兼支払精算書は、中間交付者が少年課等の課長に捜査報償費の交付及び精算を報告するための文書であり、中間交付者の官職及び氏名、既受領額、交付額、支払額、返納額等が記載されている。さらに、内訳欄には、中間交付者が個々の捜査員に交付した捜査諸雑費の内訳として、交付年月日、捜査員の官職及び氏名、交付額、支払額、返納額等が記載されている。

捜査費交付書兼支払精算書には、特定の事件名そのものの記載はないものの、前記8の理由により、当該文書が6号に該当するとした実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

## 10 支払伝票及び支払伝票の添付書類について

支払伝票は、捜査員が自らが執行した捜査報償費の精算を行うため少年課等の課長に提出する文書であり、捜査員の氏名、支払年月日、支払額、支払先、支払事由、中間交付者の確認月日等が記載されている。

また、支払伝票の添付書類は、捜査協力者に対する謝礼の物品を購入した際の領収書等である。

支払伝票の支払事由欄には特定の事件名や現場名が、また、支払先欄には捜査員が利用した施設の名称が記載されている。さらに、文書の状況から、捜査協力者の氏名の記載がなされているものと認められる（捜査協力者の氏名についてだけは、当審査会のインカメラ手続においても、マスキングがなされた。）。

これらのことから、支払伝票及び支払伝票の添付書類に記載されている情報は、具体的な事件を現に担当し、あるいは担当していた捜査員の氏名や行動の状況、担当捜査員の人数、捜査協力者の氏名、個別の執行金額等を明らかにするものであると認められる。これらの情報を公開することは、具体的な捜査の深部にわたる情報を明らかにすることに他ならず、これに犯罪を企てあるいは犯罪を敢行した者が、これらの情報と既に収集してある他の情報とを比較対照することによって、ますます具体的に捜査状況が明らかにされる危険性を考慮すると、これら個別の捜査活動に伴う捜査報償費の執行に係る情報を公開することにより、現在及び将来の捜査に支障を来すおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報が6号に該当するとした実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

## 11 支出負担行為伺について

支出負担行為伺は、少年課等の課長が翌月の捜査報償費の必要額を決定し、会計課長にこれを請求するために作成する文書であり、配当（再配当）予算残額、請求金額が記載されている。

これらは、前記6の理由により、6号に該当するとした実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認めるることはできない。

## 12 支出命令書について

支出命令書は、各月の捜査報償費について少年課等の課長の請求に基づき会計課長が配当額を決定し、これを出納長に通知して支出を命令するために作成する文書であり、配当金額が記載されている。

これは、前記6の理由により、6号に該当するとした実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認めるることはできない。

## 13 支出証明書について

支出証明書は、各月の捜査報償費について少年課等の課長が出納長に報告するために作成する文書であり、支出額が記載されている。

これは、前記6の理由により、6号に該当するとした実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認めるることはできない。

#### **14 警部補相当職以下の事務吏員の氏名及び印影について**

警察職員の氏名及び印影のうち、本件で非公開とされているのは、警部補相当職以下の事務吏員のものである。

警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、警察官は攻撃や懐柔の対象とされるおそれが高いものであると思われる。そして、事務吏員も予算、経理及び庶務の面から犯罪の予防等に携わっているものであり、また、諮詢窓の説明によれば、警察署に配属されている間は犯罪の被害申告を受理したり、重大事件が発生した場合は捜査本部の一員として内部管理業務に従事するというのであるから、攻撃等の対象とされるおそれの面で、警察官と警察事務吏員とを明確に区別する理由はない。

このようなことからすれば、実施機関が、これらの警察職員の氏名等の公開により、警察職員が事件関係者から嫌がらせを受けたり危害を加えられ、ひいては警察活動が阻害され公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことは、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

#### **15 条例6条1項1号該当性について**

実施機関は、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書並びに支払伝票及び支払伝票の添付書類には捜査協力者の氏名等が記載されており、この情報は本号本文に該当すると主張している。しかし、当審査会としては、これらの文書については、その全体を非公開とすべきものと判断したので、本号該当性については判断しない。

### **第6 答申に關与した委員**

区分	氏 名	職 名
会長	平川信夫	弁護士
会長代理	小賀野晶一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	佐藤了子	聖霊女子短期大学講師
	柴田一宏	弁護士
	本田雅子	秋田経済法科大学経済学部助教授

答申第45号  
平成18年2月6日

秋田県公安委員会 様

秋田県情報公開審査会  
会長 小賀野昌一

秋田県情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

貴委員会から諮問のあった諮問第81号について、別紙のとおり答申します。

【別紙】

## 答申

### 第1 審査会の結論

秋田県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、「私個人の情報で登録してある全ての内容」について、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年3月24日付け秋公委第86号により行った行政文書公開請求拒否決定（存否応答拒否）について、その取消しを求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、意見書の記載及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- 1 秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）の前文には、情報公開は、(1)「民主主義の原理や地方自治の本旨にのっとった県政の運営をしていくための基礎をなす」ものであり、(2)「県政を信託した県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務を十分に果たす上で不可欠である」と明記されている。このような観点から言うと、公開請求拒否は、およそ前文の主旨とほど遠いものであり、県民の知る権利自体を最初から否定するものである。
- 2 個人情報については、様々な機関がこれを収集し本人の同意なしに利用することが日常的に行われており、また、売買の対象とされている。このようなことを防ぐために秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「個人情報保護条例」という。）が制定されたものと考える。同条例8条は、実施機関に個人情報の適切な管理を求めており、実施機関は、必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならず（同条2項）、また、保有する必要がなくなった個人情報については確実にかつ速やかに廃棄し又は消去しなければならない（同条3項）。公開請求拒否は、本人が実施機関の適正管理を確認する手立てを封ずるものであり、到底納得できるものではない。
- 3 個人情報保護条例9条は、個人情報の利用及び提供の制限を定めている。本条の趣旨は、第三者に対する個人情報の提供等を制限するというものであり、本人に対してはその個人情報を提供すべきである。
- 4 個人情報保護条例24条1項は、何人も、自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思

料するときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができるとして、26条においては、実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、必要な範囲内で当該個人情報の訂正をしなければならないと規定している。公開請求を拒否されると、公開請求者は情報の内容を確認することができず、訂正を最初から拒否されたものと考えざるを得ない。実施機関が行った公開請求拒否決定は、条例の一部を盾に、条例や個人情報保護条例の本来の趣旨を否定する措置といわざるを得ない。県警察と言えども、「県民に親しまれる警察」を標榜するものであれば、公開請求者へ何らかの誠意ある措置を講じて欲しいと願うものである。

- 5 条例は、昭和62年に制定され、その後何度か改正が行われている。県警察では、各警察官に、「情報公開が行われるようになった。各警察官は記録を残さないように」と指示したと聞いている。現場警察官は、多忙の中で、「自分たちにも実績があるのに」と述べている。また、異動の際は、役職者を除き氏名の公表をしないとの措置がなされている。このようなことは、「開かれた県政」、「親しまれる警察」とはほど遠いものであるとの感を強くする。
- 6 公安委員会や警察本部は、私個人の情報の大部分を保有しているものと考える。また、当局は、35年以上にわたって私を監視してきたと思う。私の願いは、当局の長年にわたる日常的な監視や嫌がらせをやめてもらい、安心した生活ができる環境を整えるというものであり、このために情報公開制度を活用することにした。県警察は恐怖感を与える機関であり、個人としてはこれ以外に当局と交渉する手段もなく、この制度の活用を考えた。個人情報は原則として非公開だということは理解しているが、情報公開審査会で審査されること自体に意義があり、審査会委員には、自分に代わって対象文書を見分してもらいたいと思っている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件公開請求に対して行政文書公開請求拒否決定を行った理由を、次のように説明している。

#### 1 条例6条1項1号の非公開情報該当性

条例6条1項1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別されるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」で、同号ただし書に該当しないものを非公開情報と規定している。

異議申立人は、「私個人の情報で登録してある全ての内容」、すなわち公安委員会が保有する行政文書に記録される特定個人（請求者）の情報の全てについて公開請求している。しかし、本件の請求に係る情報は、条例6条1項1号に定める個人識別情報に該当し、同号ただし書(一)から(五)までのいずれにも該当しないので、非公開情報に該当することが明らかである。

#### 2 条例8条該当性

条例8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と定めている。

異議申立人は、私（請求者本人）と個人を特定した上で、当該特定個人（請求者本人）の情報が記録されている公安委員会が保有する文書の公開を求めているものであるが、条例6条1項1号は、特定の個人を識別することができる情報で、同号ただし書(一)から(五)までのいずれにも該当しないものを非公開情報と規定している。

このため、請求者個人を特定した上で、当該本人に係る情報が記録された行政文書そのものの存否を答えることは、特定個人を識別することができる非公開情報を公開することと同一の効果を生じることとなる。

したがって、条例6条1項1号の非公開情報である個人識別情報を公開することとなるので、条例8条の規定により存否を答えないで公開請求を拒否するものである。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

(1) 平成17年6月8日 諒問の受け付け

(2) 同年7月6日	諮問庁から決定に係る理由説明書を收受
(3) 同年8月15日	異議申立人から意見書を收受
(4) 同年11月4日	審議
(5) 同年12月2日	異議申立人及び諮問庁が意見陳述。審議
(6) 平成18年1月19日	審議
(7) 同年2月3日	審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書の性格について

実施機関が保有する行政文書には、次の4種類がある。

- (1) 公安委員会の会議録
- (2) 警察法43条の2に規定する事務に関する行政文書
- (3) 公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員あての苦情等及びその処理に関する行政文書
- (4) その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書

本件公開請求は、「私（請求者）」と個人を特定した上で、当該個人に関する情報が記録されている行政文書で実施機関が保有するもの全ての公開を求めるものである。これは、前記(1)から(4)までの行政文書に特定の個人に関する情報が記録されていることを前提とした請求であると解されるから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人に関する情報が記録されている行政文書を実施機関が保有しているという事実の有無を明らかにする結果になるものと認められる。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否について

条例6条1項1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非公開情報として規定している。

特定の個人に関する情報が記録されている行政文書を実施機関が保有しているという事実の有無（以下「本件情報」という。）は、同号に規定する個人に関する情報であって、当然に個人識別性を有する情報であると認められる。そして、本件情報を広く一般に公にする制度ないし実態があるとは認められず、また、そのような性質を有するものとも考えられないことから、本件情報は、同号ただし書(一)に該当しないものと認められる。また、本件情報が同号ただし書（二）から（五）までのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、本件対象文書の存否を答えるだけで、同号の非公開情報を公開することとなるから、条例8条の規定により本件公開請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 本人による自己情報の公開請求について

本件において、異議申立人は、いわゆる自己情報の公開請求を行っているものと解される。

しかし、条例の定めた公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であることから、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、特定の個人を識別することができる個人に関する情報については、条例6条1項1号ただし書(一)から(五)までに該当するものを除き、これを非公開情報とするのみで、本人から公開請求があった場合について特段の規定を設けていないことからも、明らかである。

よって、本人の自己情報であっても、同号の規定する非公開情報に該当するものである。

### 4 本件公開請求拒否決定（存否応答拒否）の妥当性

以上のことから、行政文書の存否を答えるだけで、条例6条1項1号の非公開情報を公開することとなるとして、実施機関が条例8条の規定に基づき公開請求を拒否した決定は、妥当であると判断した。

## 第6 答申に關与した委員

区分	氏名	職名
会長	小賀野晶一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴田一宏	弁護士
	佐藤了子	聖霊女子短期大学講師
	本田雅子	秋田経済法科大学経済学部助教授
	三浦清	弁護士